

# 第6章 計画の推進にあたって

## 1. 計画の数値目標

基本目標	基本施策	数値目標
基本目標1 安心してこどもを産み育てられる支援の充実	(1)東広島版ネウボラ(切れ目のない子育て支援)の充実【重点】	初妊婦の妊娠期サービスの利用割合 思春期健康教室参加人数
	(2)産科・小児科医療体制の充実	初期救急:小児科当番医に係る空白日数 救急医療電話相談件数(#7119 + #8000)
	(3)子育て世帯の経済的負担の軽減	理想のこどもの人数を持ってない理由として「経済的な負担が大きいから」と回答した保護者(就学前児童)の割合
基本目標2 社会的な支援が必要なこども・若者への支援の充実	(1)児童虐待の予防と早期対応【重点】	要保護児童対策地域協議会マネジメントケースの終結移行率
	(2)障がいのあるこども・若者と家庭への支援	特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育活動に対する肯定的回答の割合
	(3)貧困等、困難な状況にあるこども・若者と家庭への支援	母子父子自立支援プログラム策定者の就職率 学習支援事業参加者の高校進学率
	(4)様々な課題を抱えるこども・若者と家庭への支援	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」において「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合
基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実	(1)年間を通しての待機児童の解消【重点】	保育所待機児童数(毎月の合計) いきいき待機児童数
	(2)多様な保育ニーズへの対応	—
	(3)働く女性の応援と働き方改革の推進	育児休業を取得した男性従業員がいる事業所の割合(配偶者が出産した男性従業員のうち) 「地域社会」において、男女の地位が平等だと思う人の割合 保育所待機児童数(毎月の合計)
基本目標4 こども・若者を支える地域の子育て支援力の強化	(1)地域における子育て支援の充実【重点】	ファミリー・サポート・センター活動件数 住民自治協議会の認知度 地域(こども)食堂の数
	(2)こども・若者と子育て家庭にやさしい社会づくり	子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じる割合 「差別をなくすために、すべての人が自分の問題として考える必要がある」に賛成の市民の割合
	(3)こども・若者が安心・安全に過ごせる環境づくり	交通事故重症者数 青少年施設(東広島市第1・第2児童青少年センターをいう。)の利用者数
基本目標5 こども・若者の健やかな成長と自立への支援の充実	(1)生きる力を育む教育・保育の推進【重点】	乳幼児期に育みたい力がついている子どもの割合 「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と回答した児童生徒の割合
	(2)若者の自己実現を支援する取組み	青少年が関わった地域活動の年間実施数
	(3)こども・若者の意見表明の機会の確保	「子どもの意見を聴いてもらえている」に「非常に当てはまる」又は「ある程度当てはまる」と回答した子どもの割合

単位	現状値(R5年度)	目標値(R11年度)	担当課	備考
%	73	90	こども家庭課	
人	245	500	こども家庭課	
日/年	1	0	医療保健課	マイナス指標
件	6,990	8,200	医療保健課	
%	74	50	こども家庭課	5年おきの調査(次回は令和10年度)、マイナス指標
%	69.4	72.5	こども家庭課	
%	88	100	指導課	
%	30	36	こども家庭課	
%	100	100	地域共生推進課	
%	82	85	指導課	
人	283	0	保育課	マイナス指標
人	72	0	青少年育成課	マイナス指標
—	—	—	—	—
%	55.8	80	人権男女共同参画課	
%	23.5	35	人権男女共同参画課	
人	283	0	保育課	マイナス指標
件	3,874	4,491	こども家庭課	
%	70	78	地域づくり推進課	目標値は令和12年度のもの
件	21	30	地域共生推進課	
%	52	70	こども家庭課	5年おきの調査(次回は令和10年度)
%	79	85	人権男女共同参画課	
人	54	33	危機管理課	年度ではなく年単位 マイナス指標
人	34,014	52,000	青少年育成課	
%	—	90	保育課	目標値は令和12年度のもの
%	70	77	指導課	
件	4	8	青少年育成課	
%	—	70	こども家庭課	5年おきの調査(次回は令和10年度)

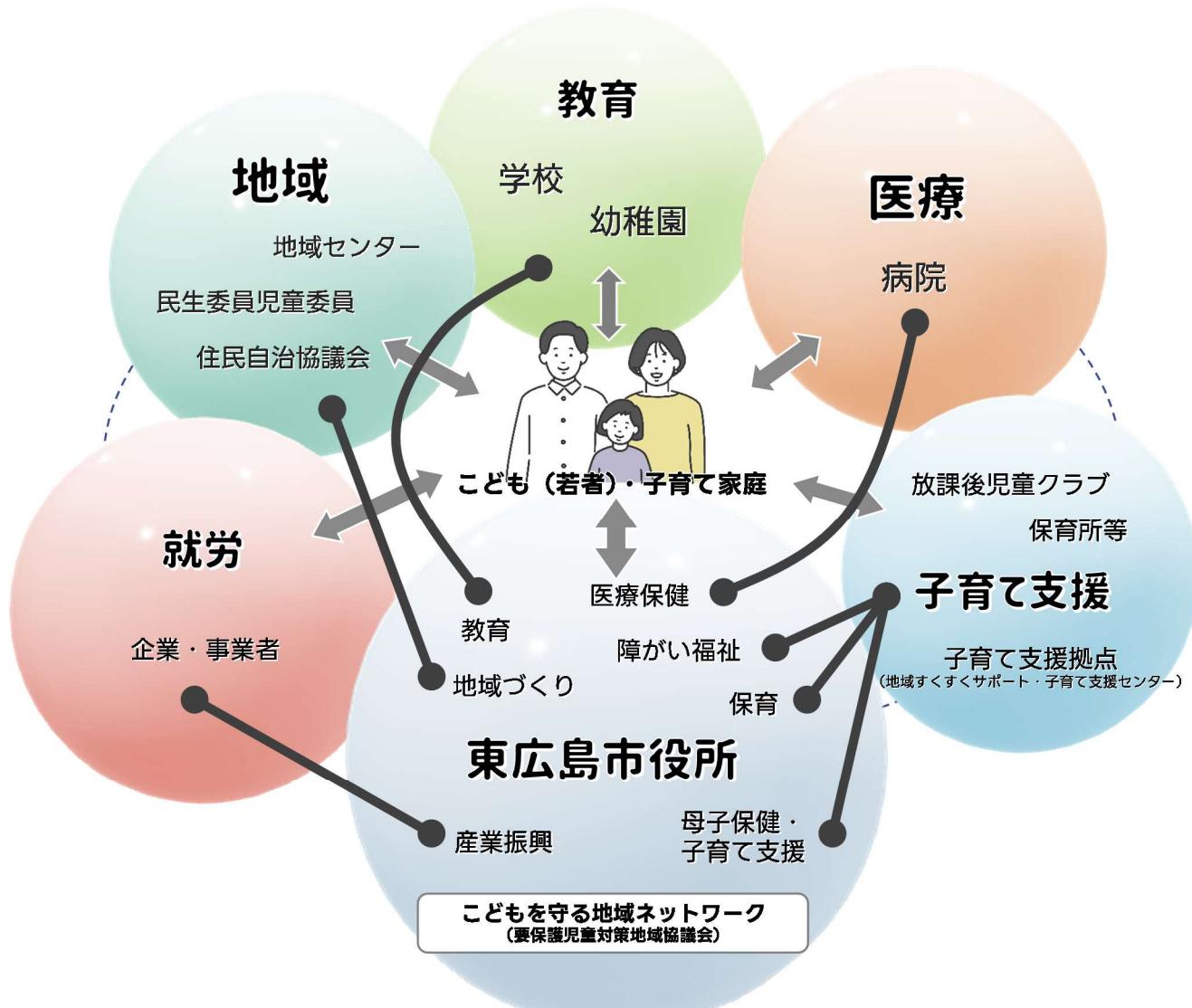
## 2. 計画の推進体制

計画の実現を目指し、福祉、教育、産業等の庁内の関係部局により連携を図り、事業の進捗状況を管理するとともに、総合的な取組みを推進します。

また、学識経験者や子育て支援関係者、市民などの参画による「東広島市子ども・子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗状況についての点検・評価とその後の取組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行い、計画を推進します。

## 3. 地域が一体となった取組みの推進

本計画の推進にあたっては、行政のみではなく、保育・教育・医療・産業などの関係機関・団体はもとより、子育ての主体である保護者・家庭、子育て家庭を支援する地域が互いに連携・協働を図りながら、取組みを推進します。



# 資料編

## 1. 東広島市子ども・子育て会議条例

平成 25 年条例第 33 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、東広島市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱され、又は解任されるものとする。

3 委員は、非常勤とする。

(専門委員)

第 5 条 市長は、子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第2項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第2項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども家庭課において処理する。

(一部改正〔平成27年条例第60号〕)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年5月31日までとする。

3 第7条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、市長が招集する。

## 2. 東広島市子ども・子育て会議委員会名簿

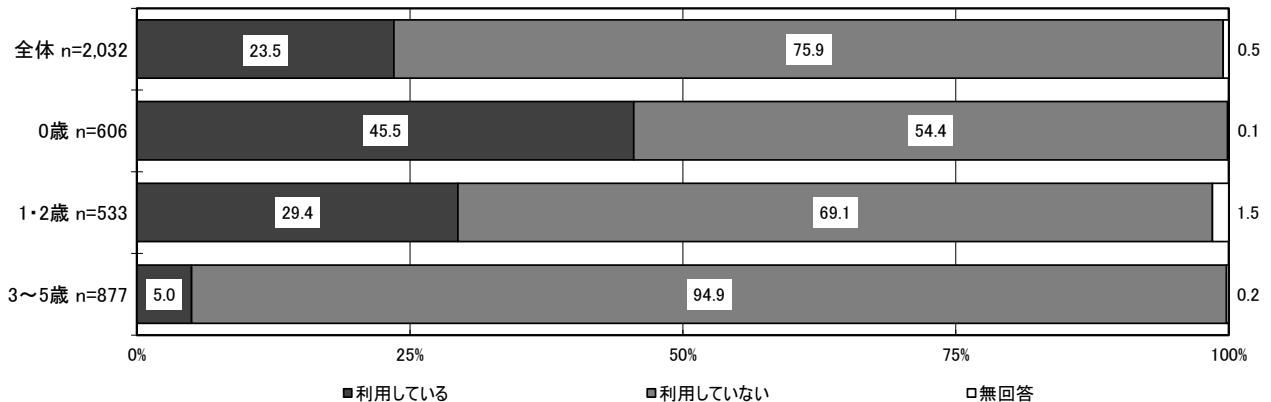
令和7年3月1日現在

区分 (条例第3条第2項)	所属・役職等	委員名
(1) 子どもの保護者	認定こども園の保護者	友田 吉紀
	保育所の保護者	日向 実香
	幼稚園の保護者	先城 祐子
	地域サロン「きんさい家」 代表	前田 真奈美
	東広島市PTA連合会 専任副会長	柏崎 恵
(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	東広島市保育連盟 会長 (アイグラン保育園西条東 園長)	木村 貴正
	東広島市私立幼稚園・認定こども園協議会 代表 (西条幼稚園 園長)	伊藤 薫
	東広島市小学校校長会 研修部長 (三ツ城小学校 校長)	坂本 博司
	青少年育成市民会議 会長	津森 毅
	いきいきこどもクラブ 支援員	墓丸 正子
	NPO法人 子育てネットゆめもくば 副理事長	岡 由美
	広島新生学園 理事長・園長	上栗 哲男
	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授	七木田 敦
(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	広島国際大学看護学部 准教授	江口 千代
	連合広島賀茂豊田地域協議会 幹事	坪内 直也
	東広島商工会議所 女性会会長	蔵田 すまこ
	東広島市民生委員児童委員協議会 会長	棄原 征男
	東広島地区医師会 理事 (こどもクリニック八本松 院長)	杉原 雄三
	東広島市社会福祉協議会 地域福祉課長	邑岡 徹哉
	東広島警察署 生活安全課長	今若 秀孝
	東広島市 副市長	川口 一成
	東広島市教育委員会 教育長	市場 一也
(4) その他市長が必要と認める者		

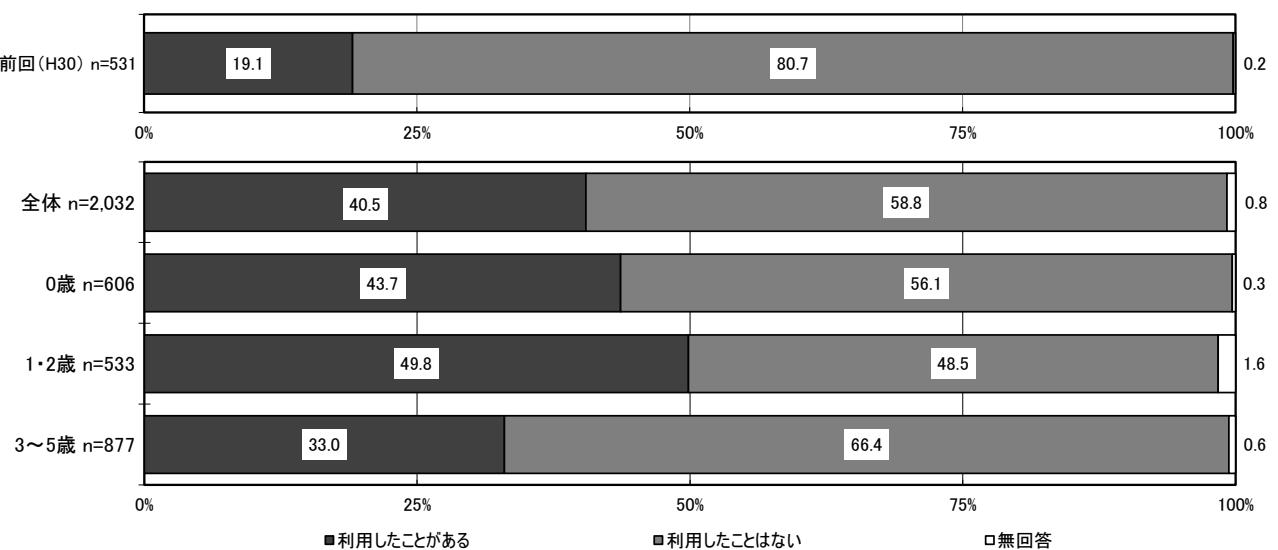
### 3. 調査結果

#### (1) こども・子育て支援ニーズ調査(保護者)結果

「あて名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)を利用していますか。」

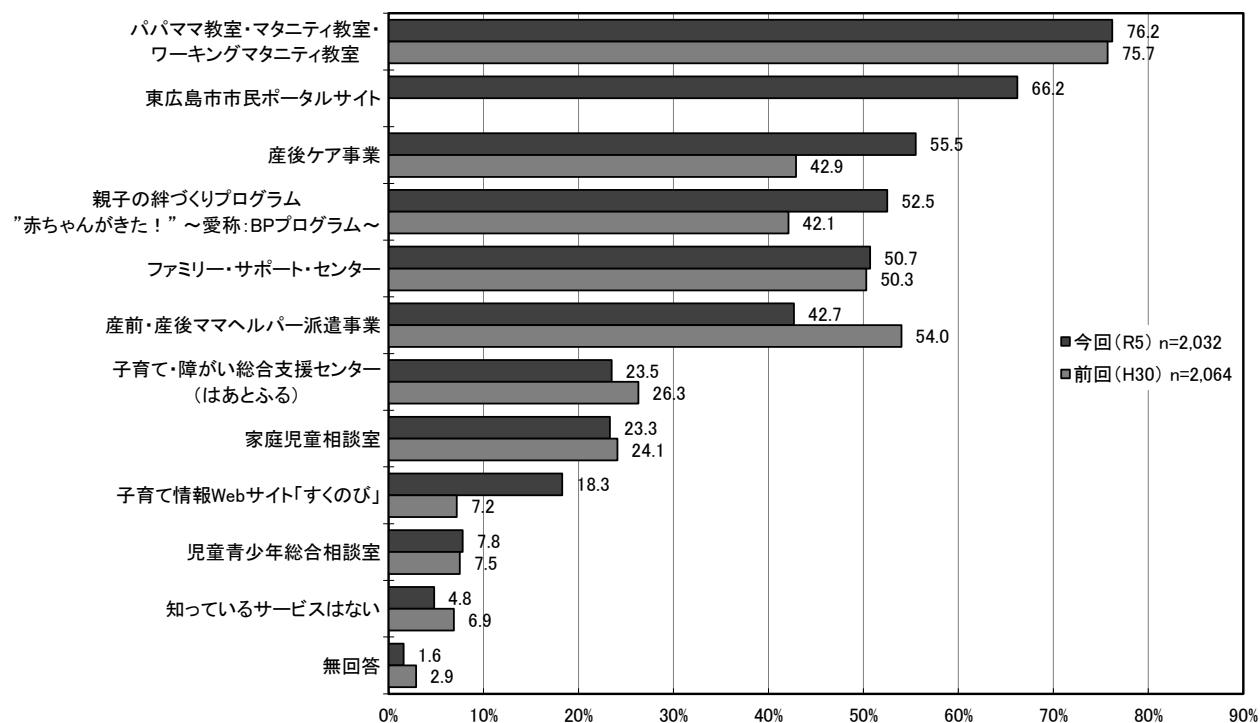


「出産・育児サポートセンターすくすく」を利用したことがありますか。

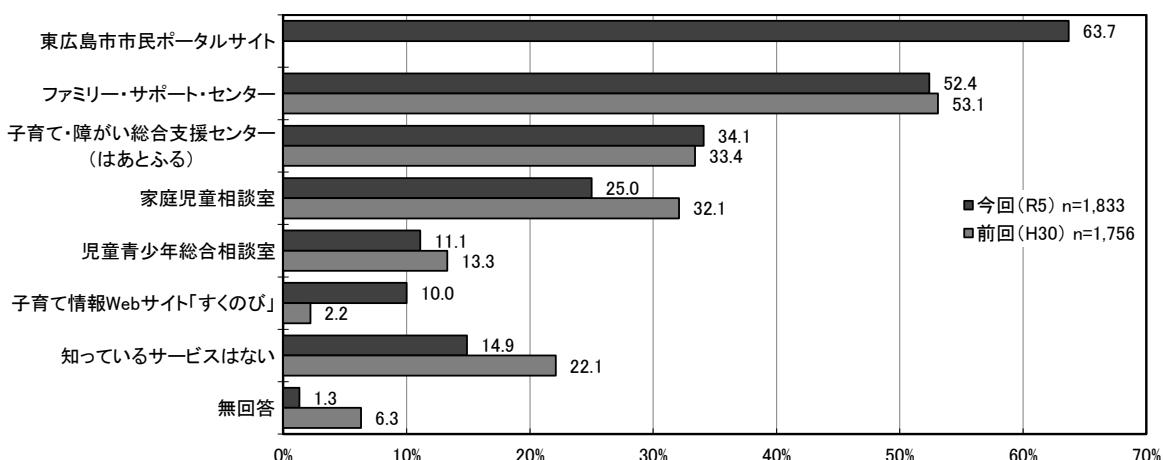


子育て支援サービスで知っているものを回答してください。

### ■就学前

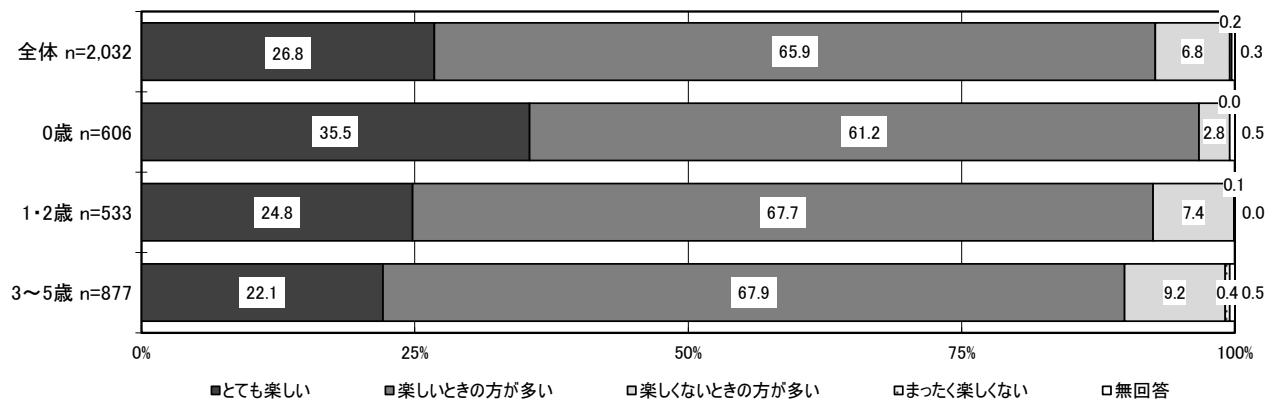


### ■小学生

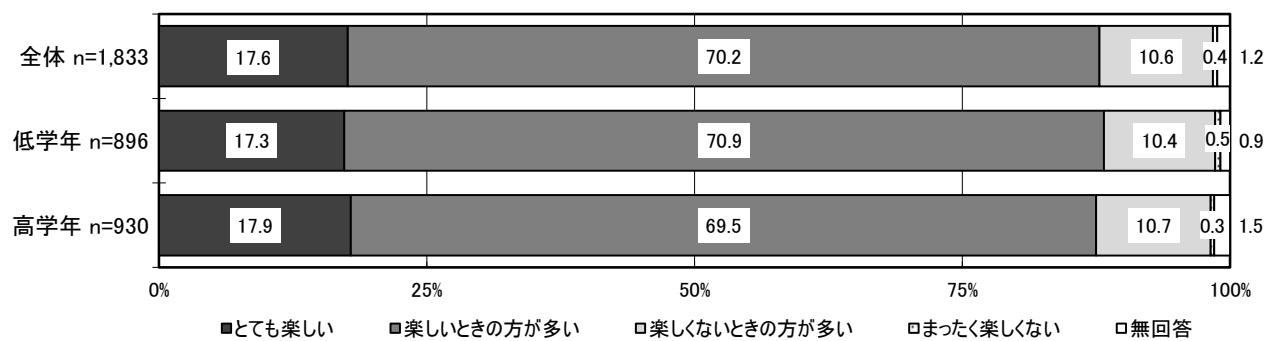


子育ては楽しいですか。

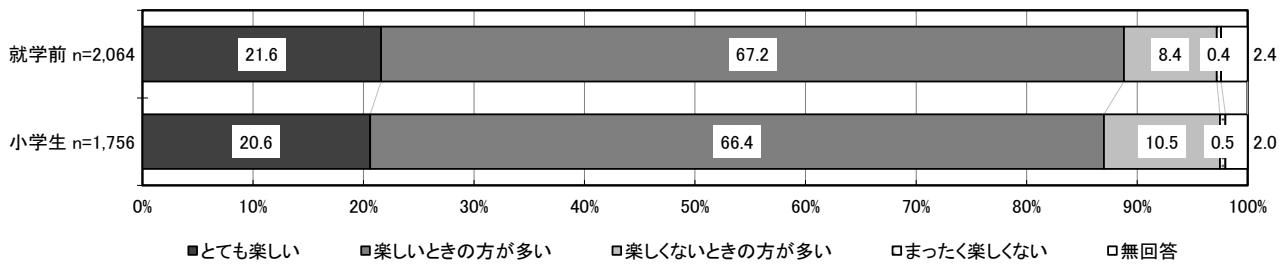
### ■就学前



### ■小学生

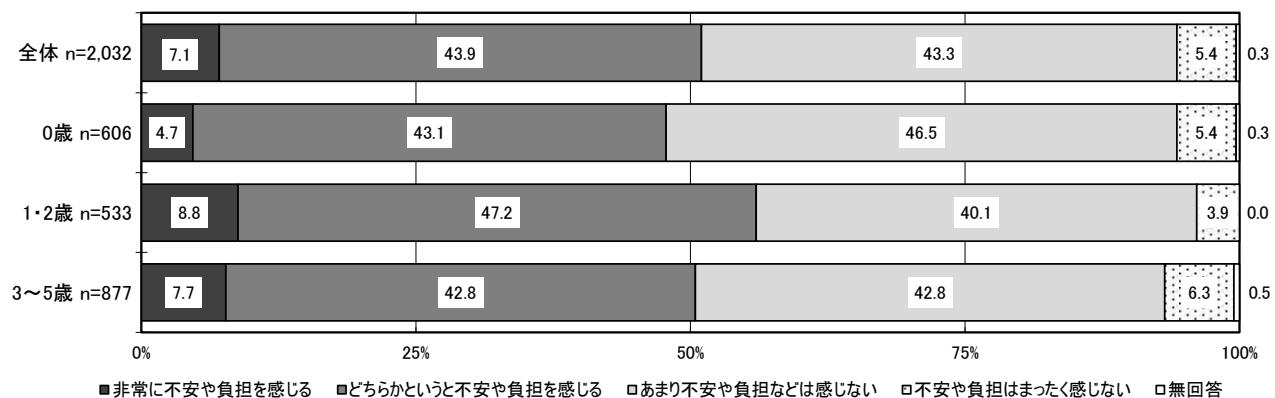


### ■前回(参考)

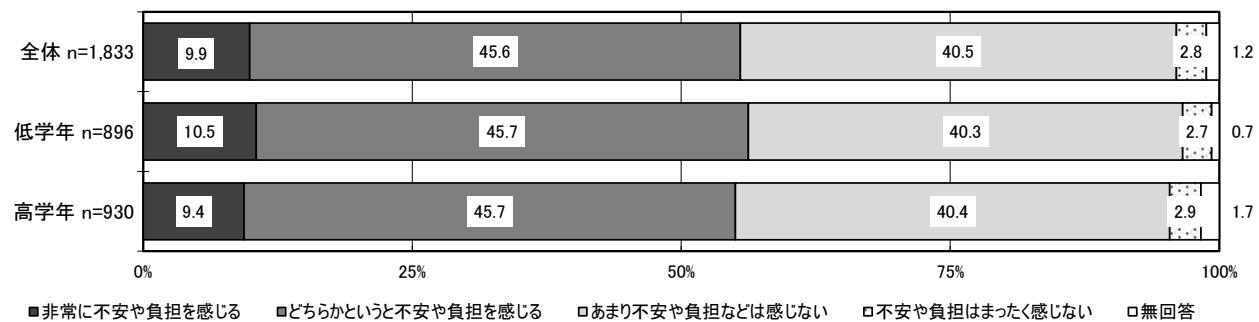


子育てに関して不安や負担を感じることがありますか。

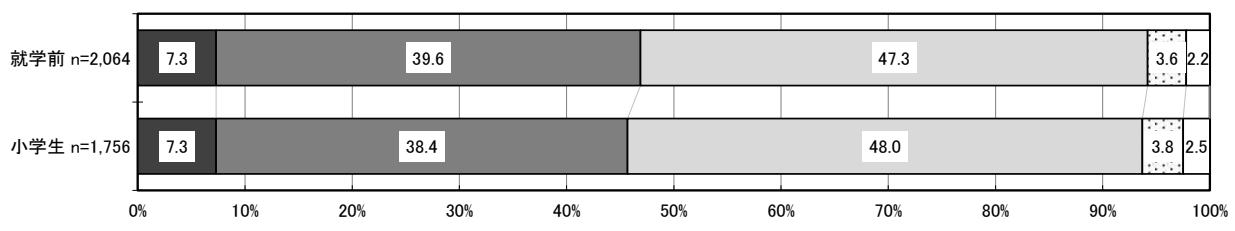
### ■就学前



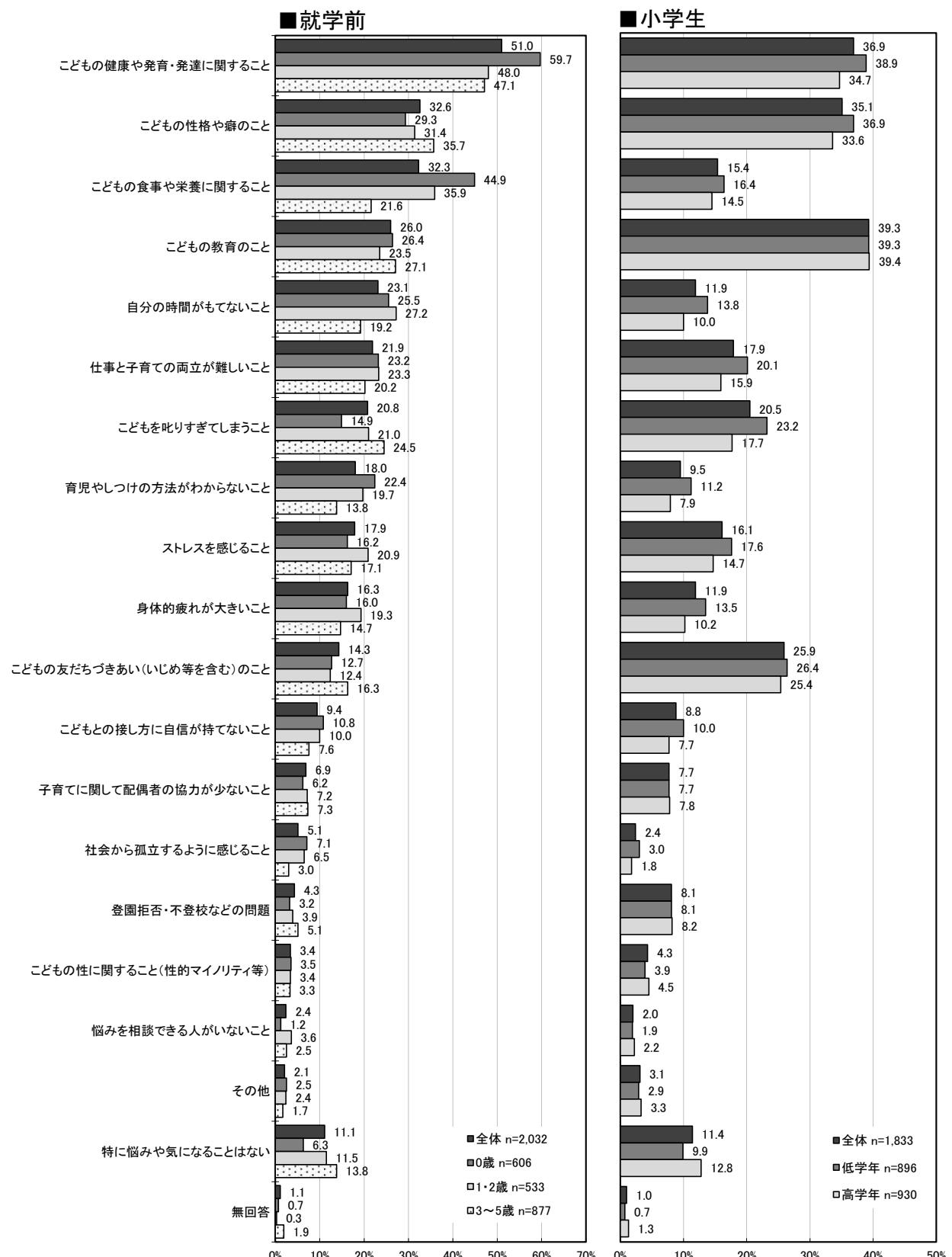
### ■小学生



### ■前回(参考)

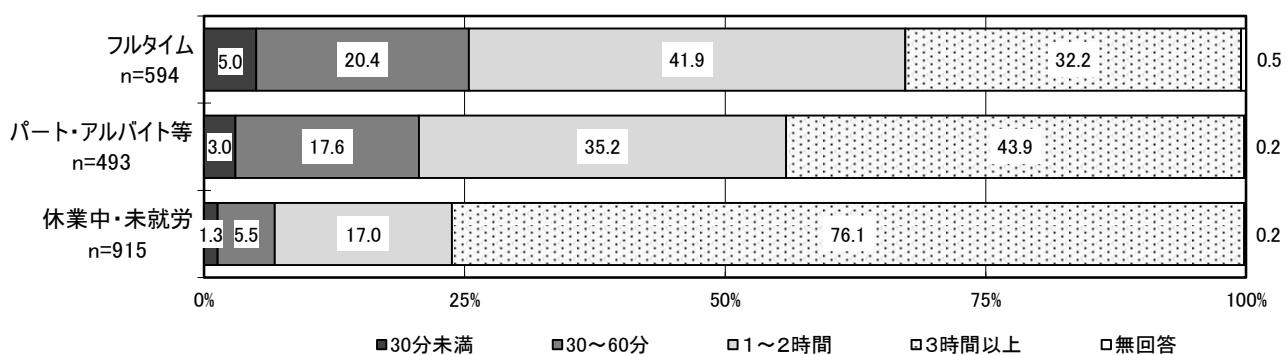
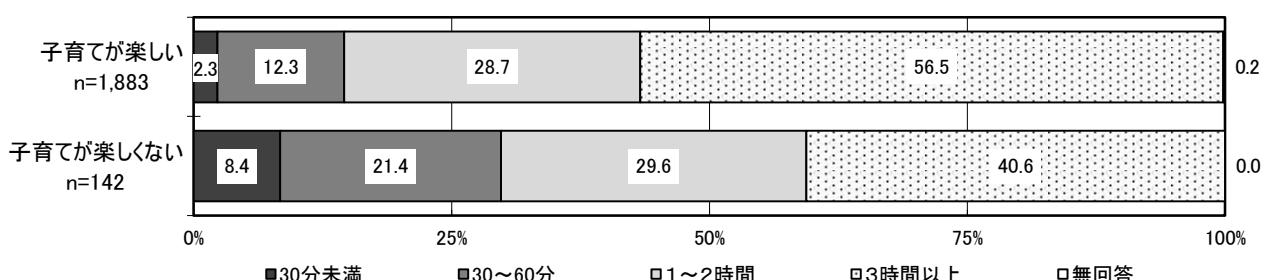
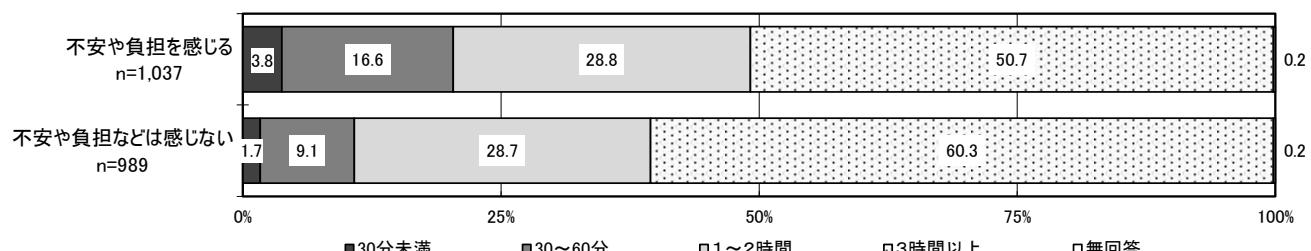
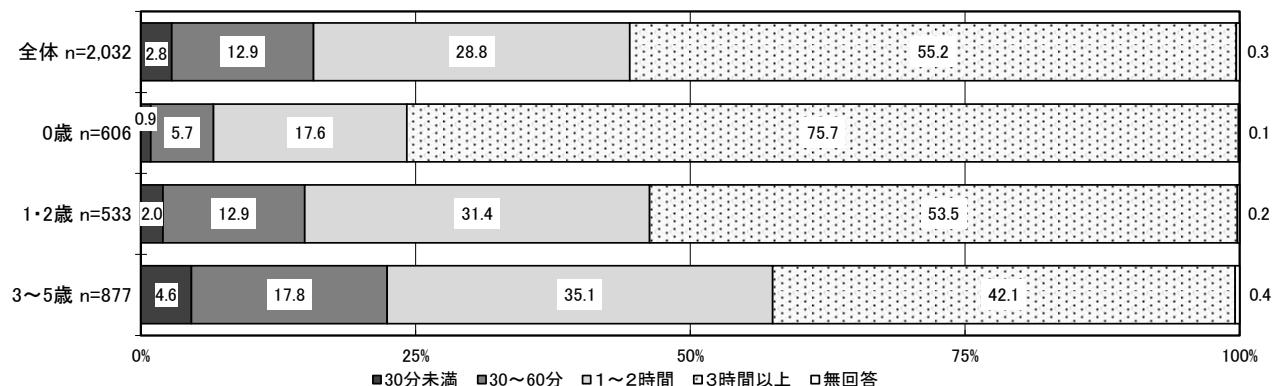


子育ての悩み、気になることはどのようなことですか。



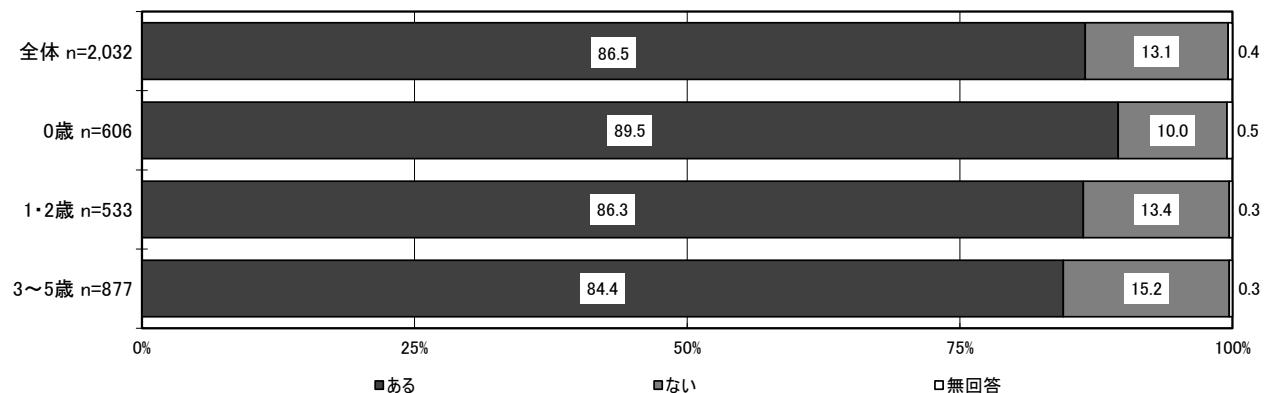
平日にこどもと対話したり触れ合ったりできる時間は1日平均どの程度ありますか。

### ■就学前

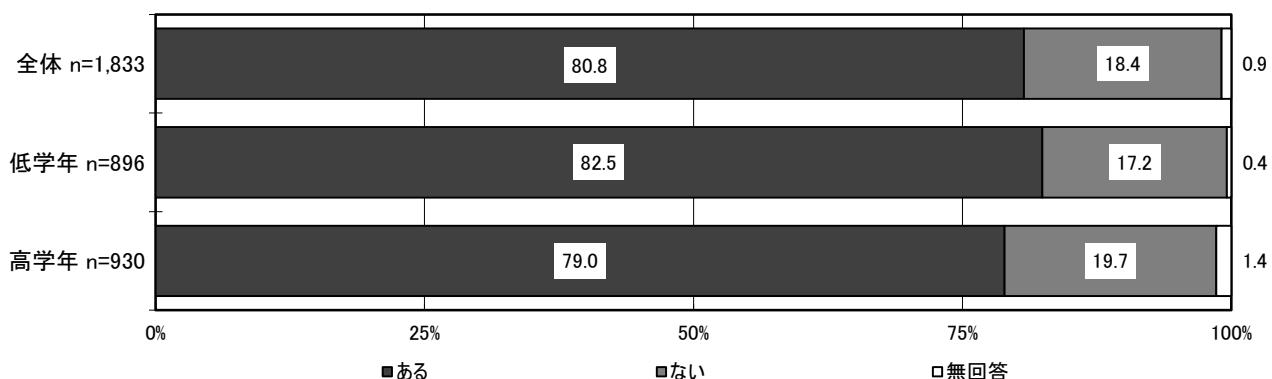


子育て(教育を含む)について、気軽に相談できる先(人・場所)はありますか。

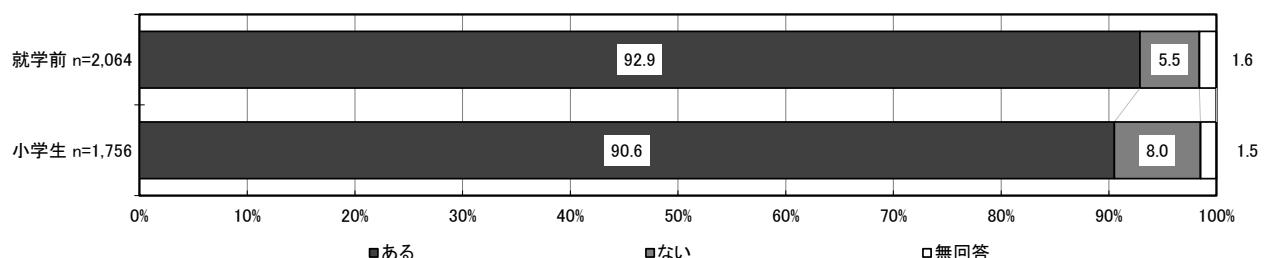
■就学前



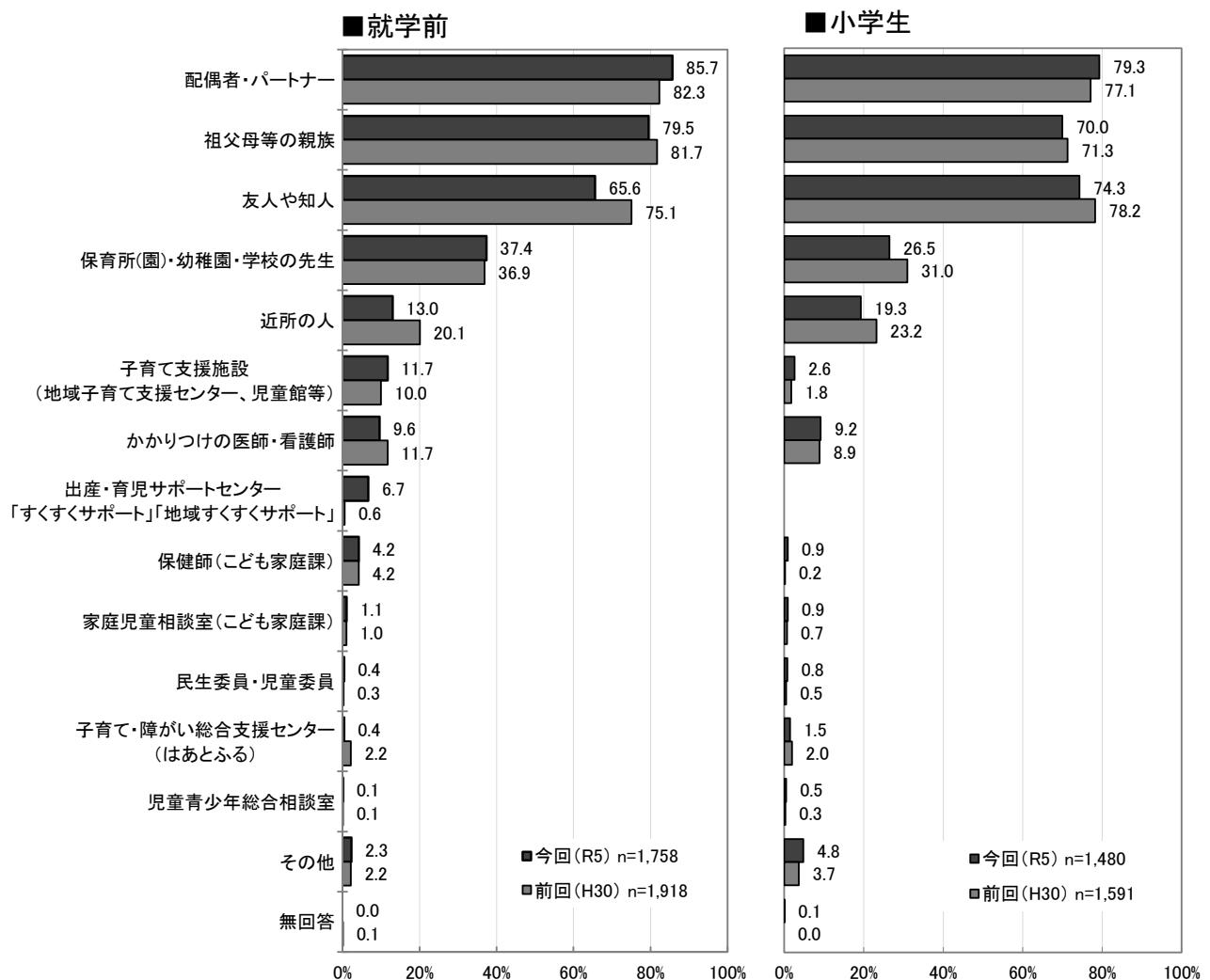
■小学生



■前回(参考)

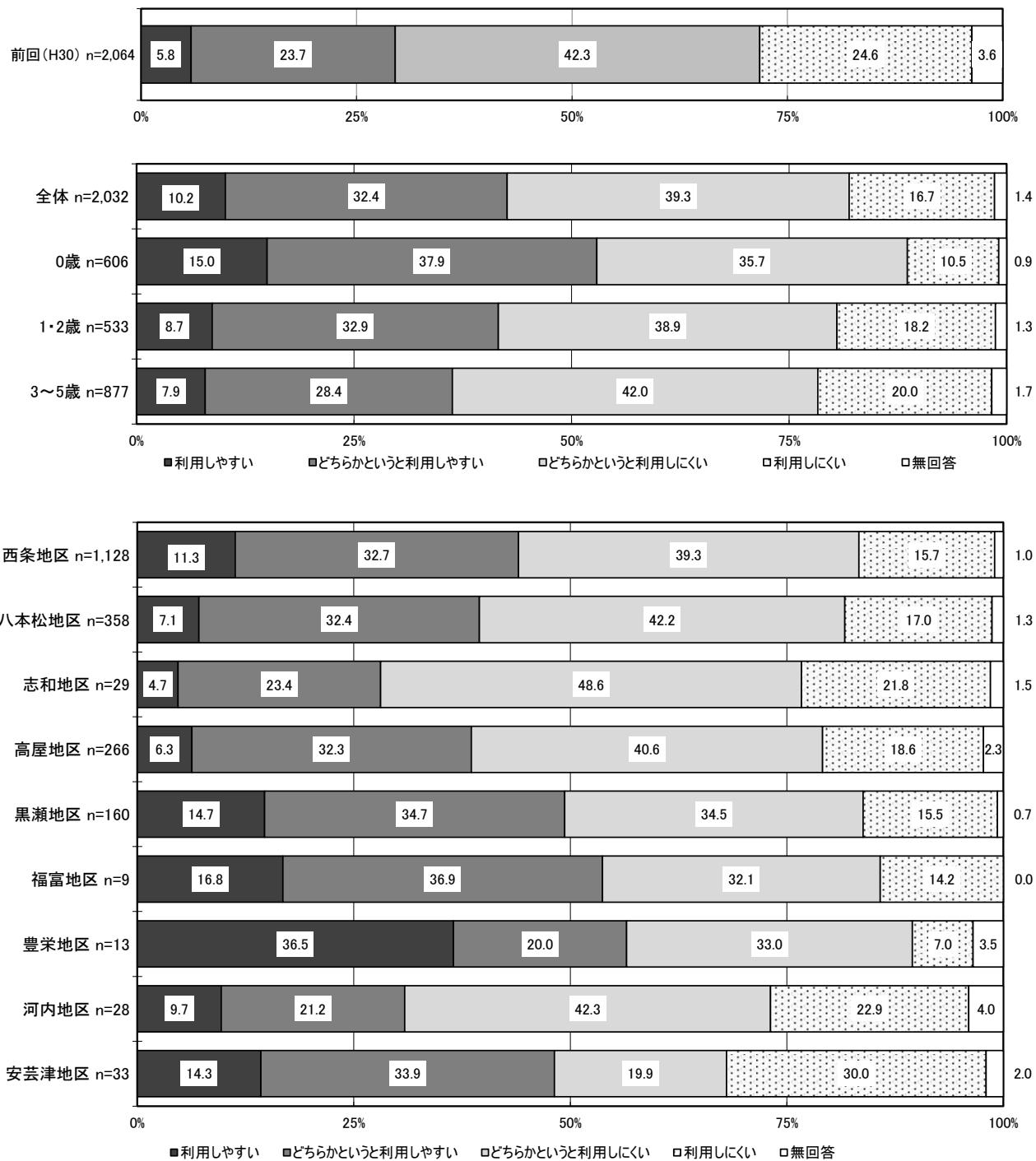


気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。

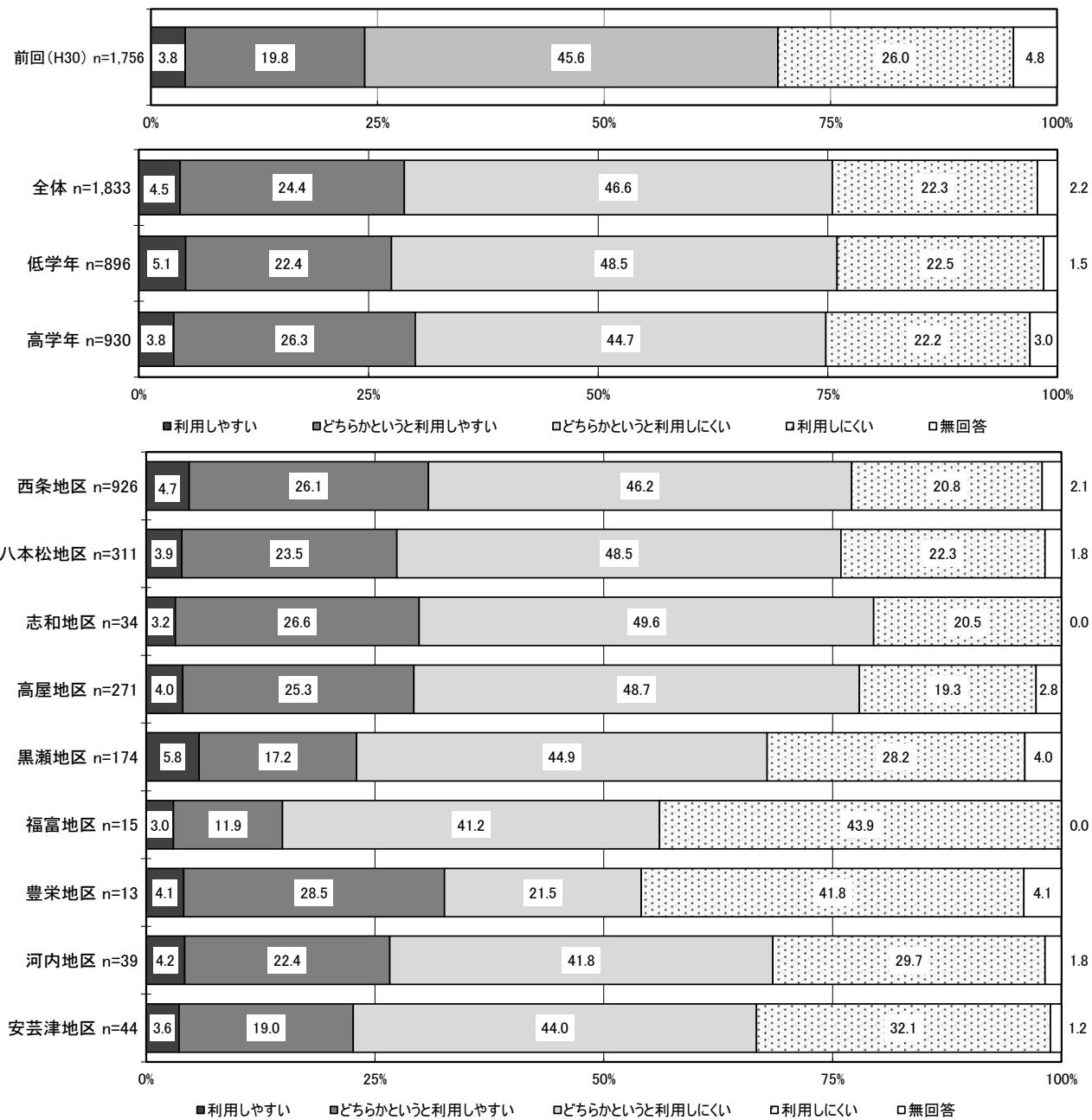


市などの公的な相談窓口を利用しやすいと思いますか。

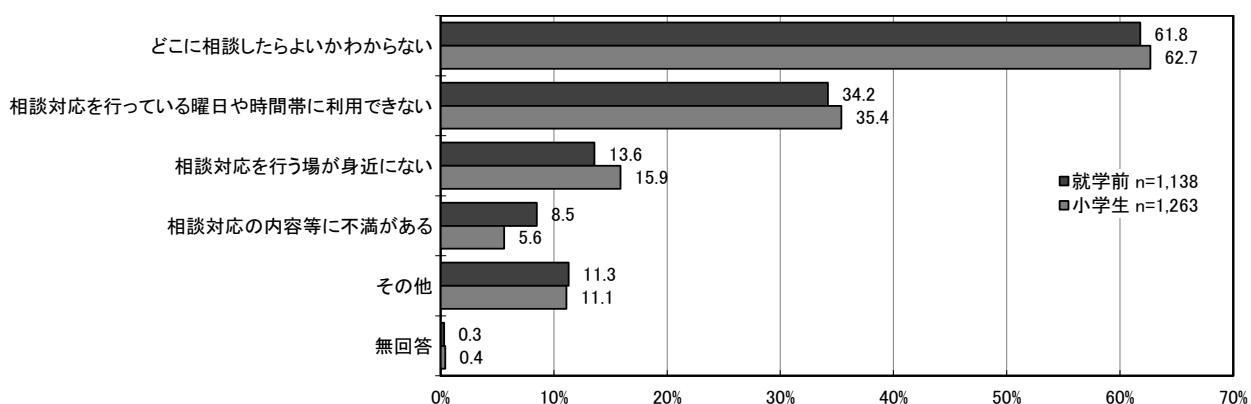
### ■就学前



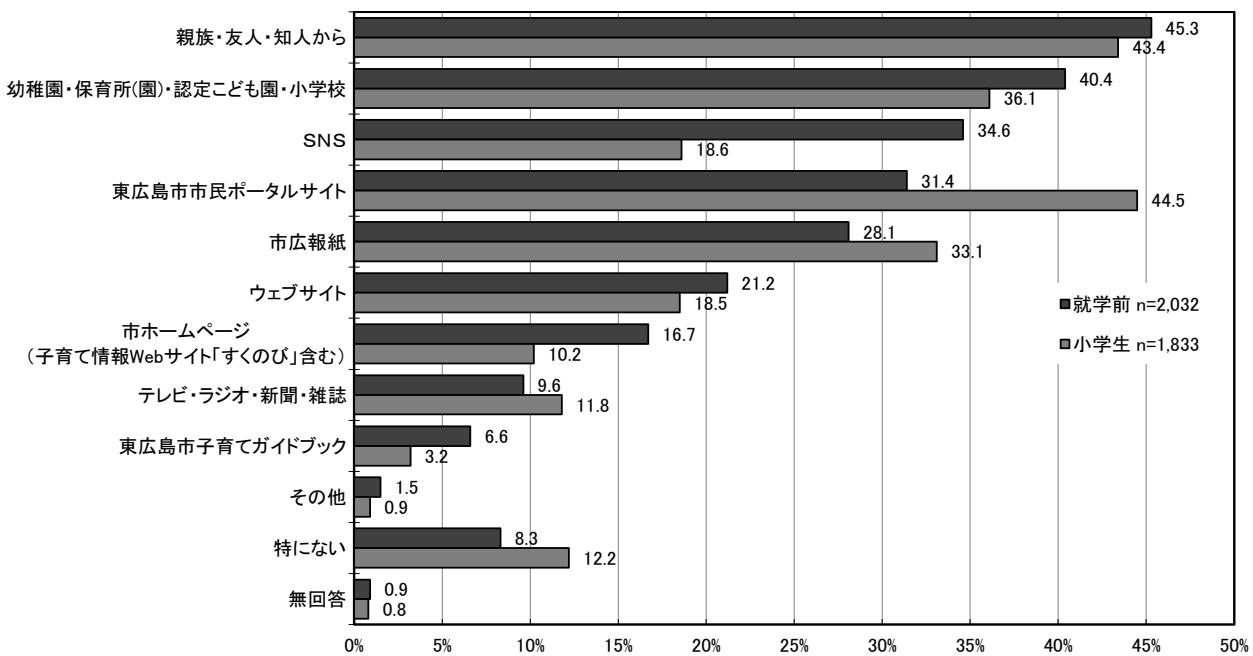
## ■小学生



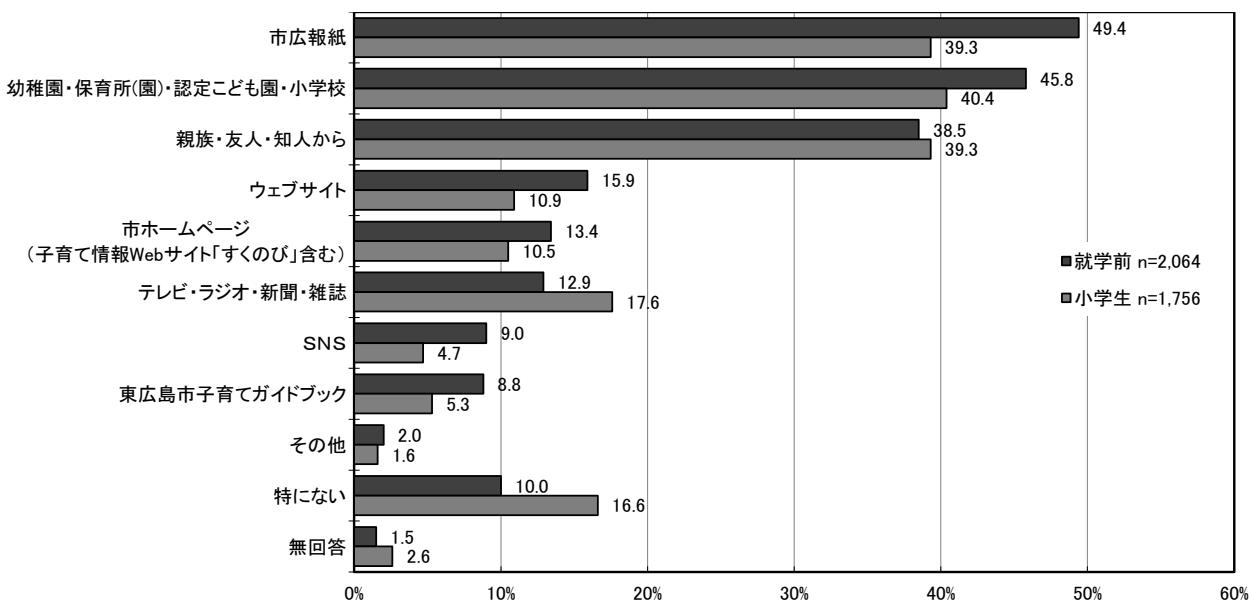
利用しにくいと思う理由は何ですか。



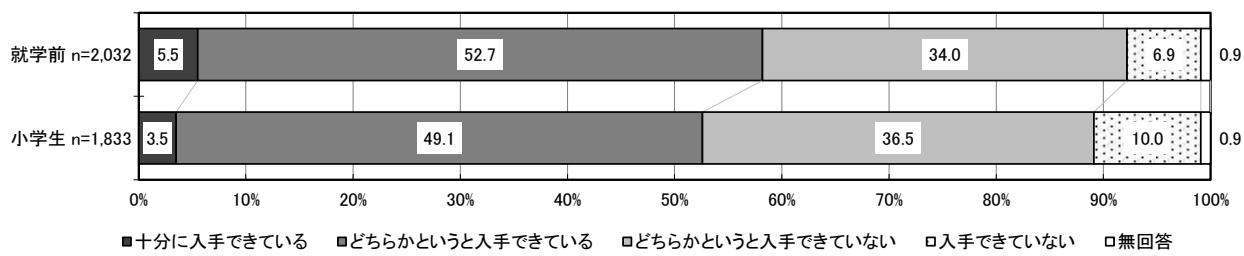
どのようにして子育て支援に関する情報を入手していますか。



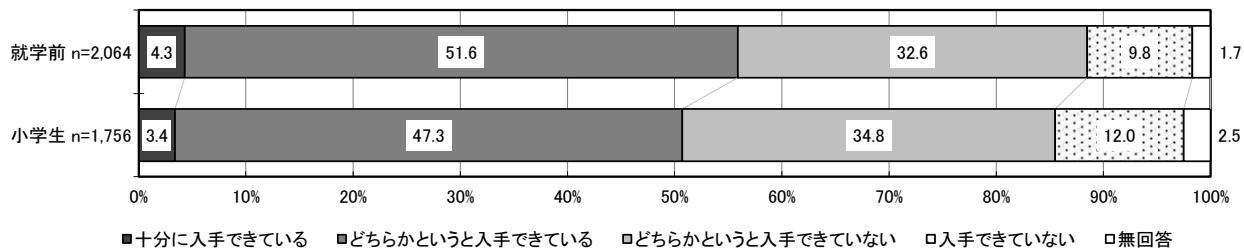
### ■前回(参考)



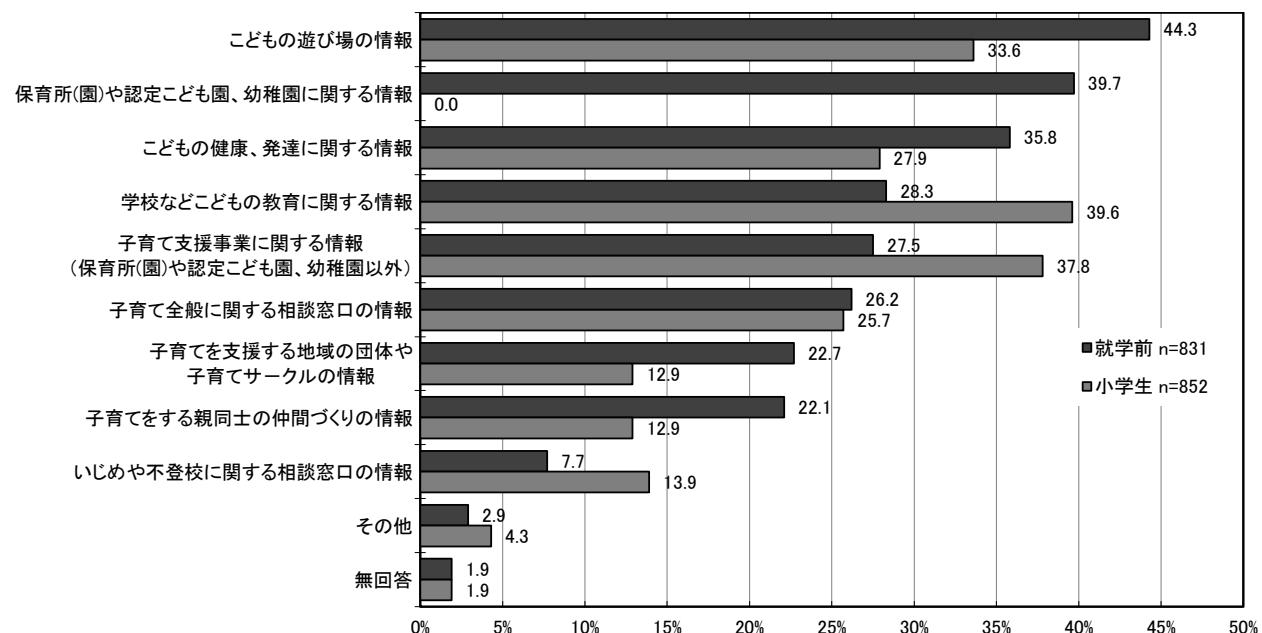
子育て支援に関する情報を十分に入手できていると思いますか。



■前回(参考)

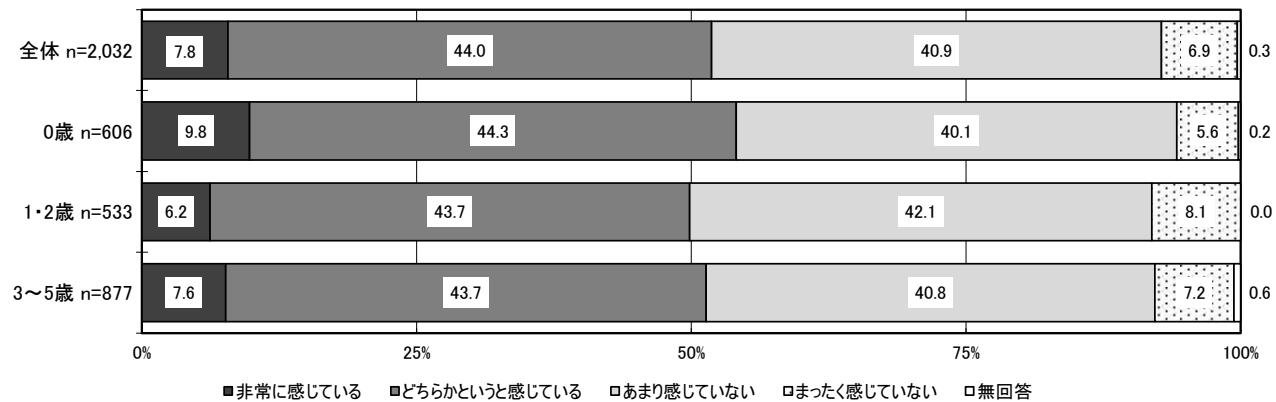


どのような情報が不足していると思いますか。

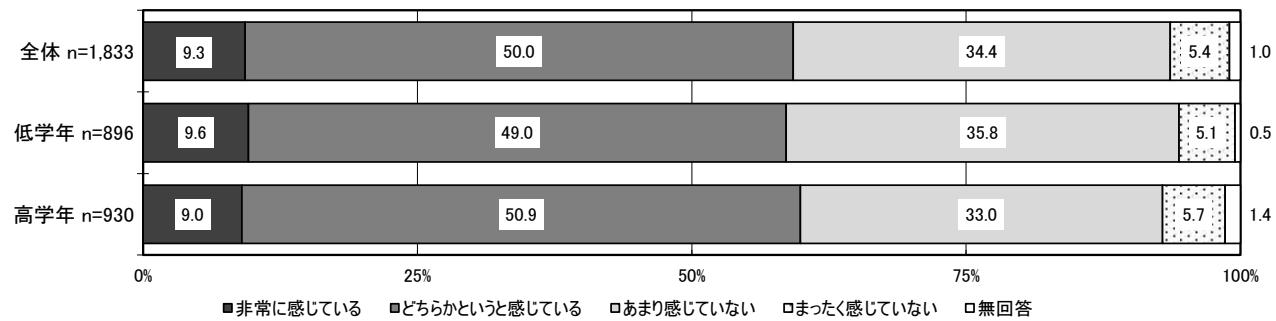


子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じますか。

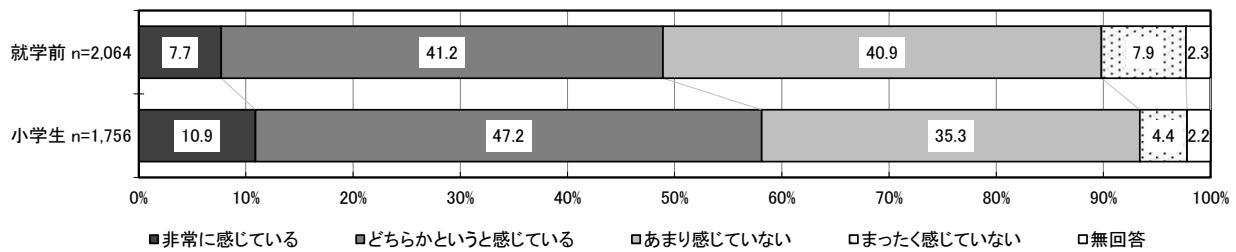
### ■就学前



### ■小学生

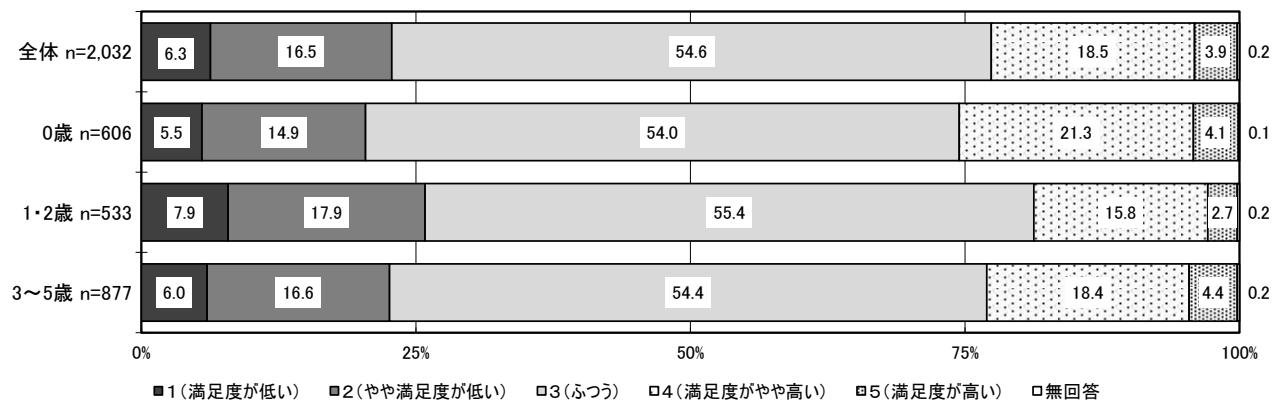


### ■前回(参考)

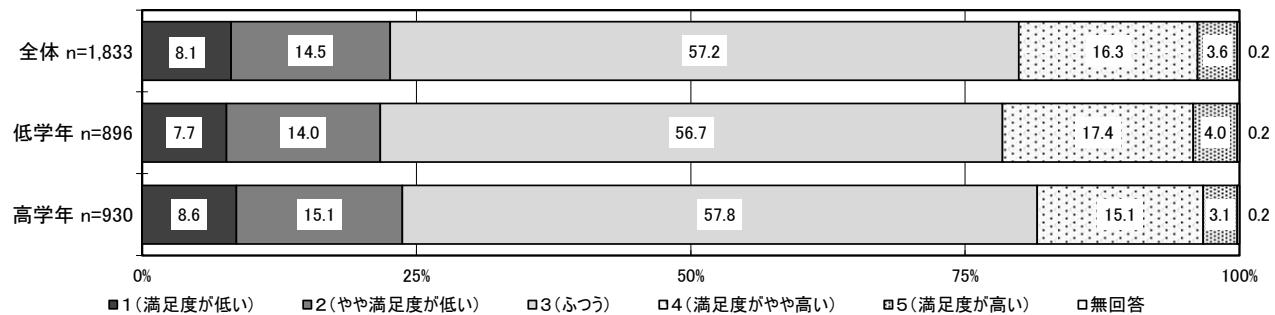


お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について教えてください。

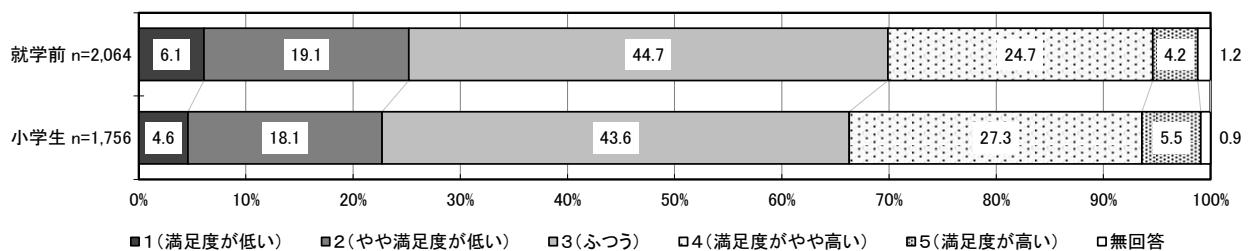
### ■就学前



### ■小学生

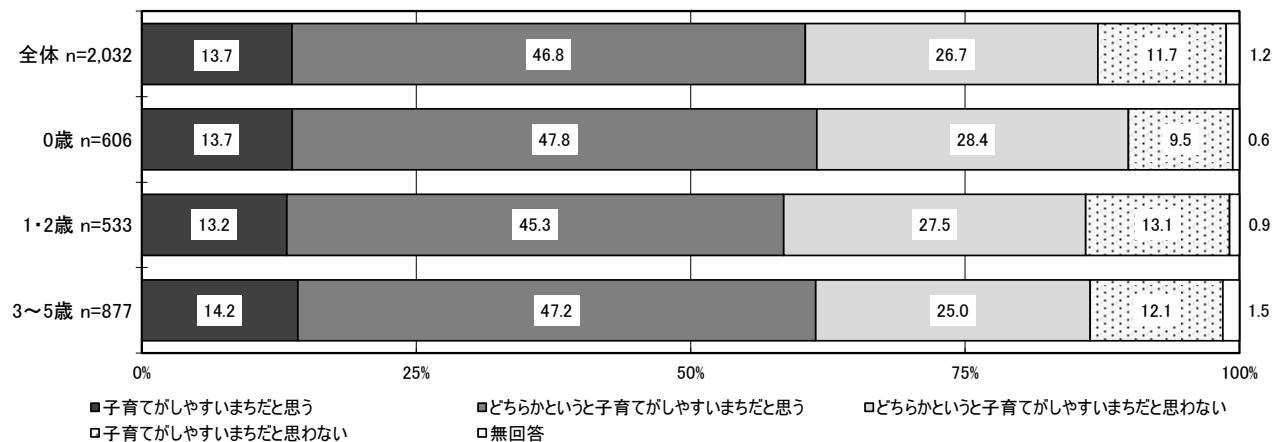


### ■前回(参考)

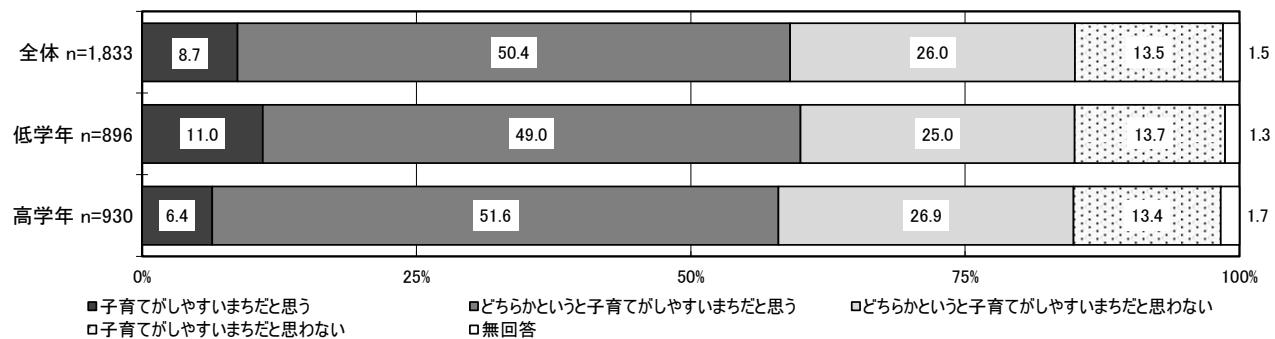


東広島市は子育てがしやすいまちだと感じますか。

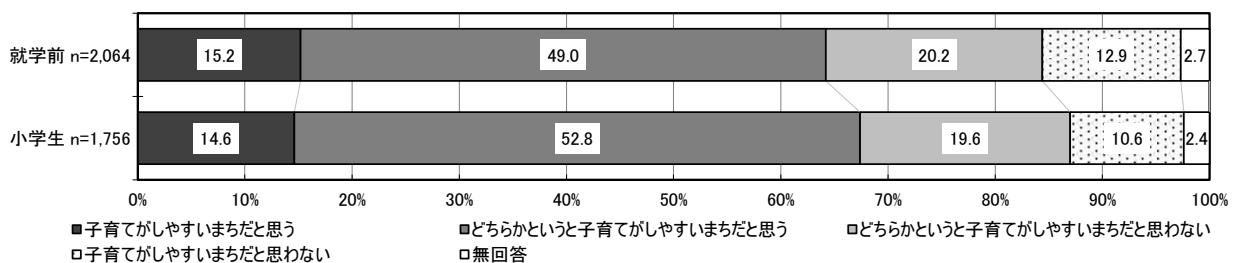
■就学前



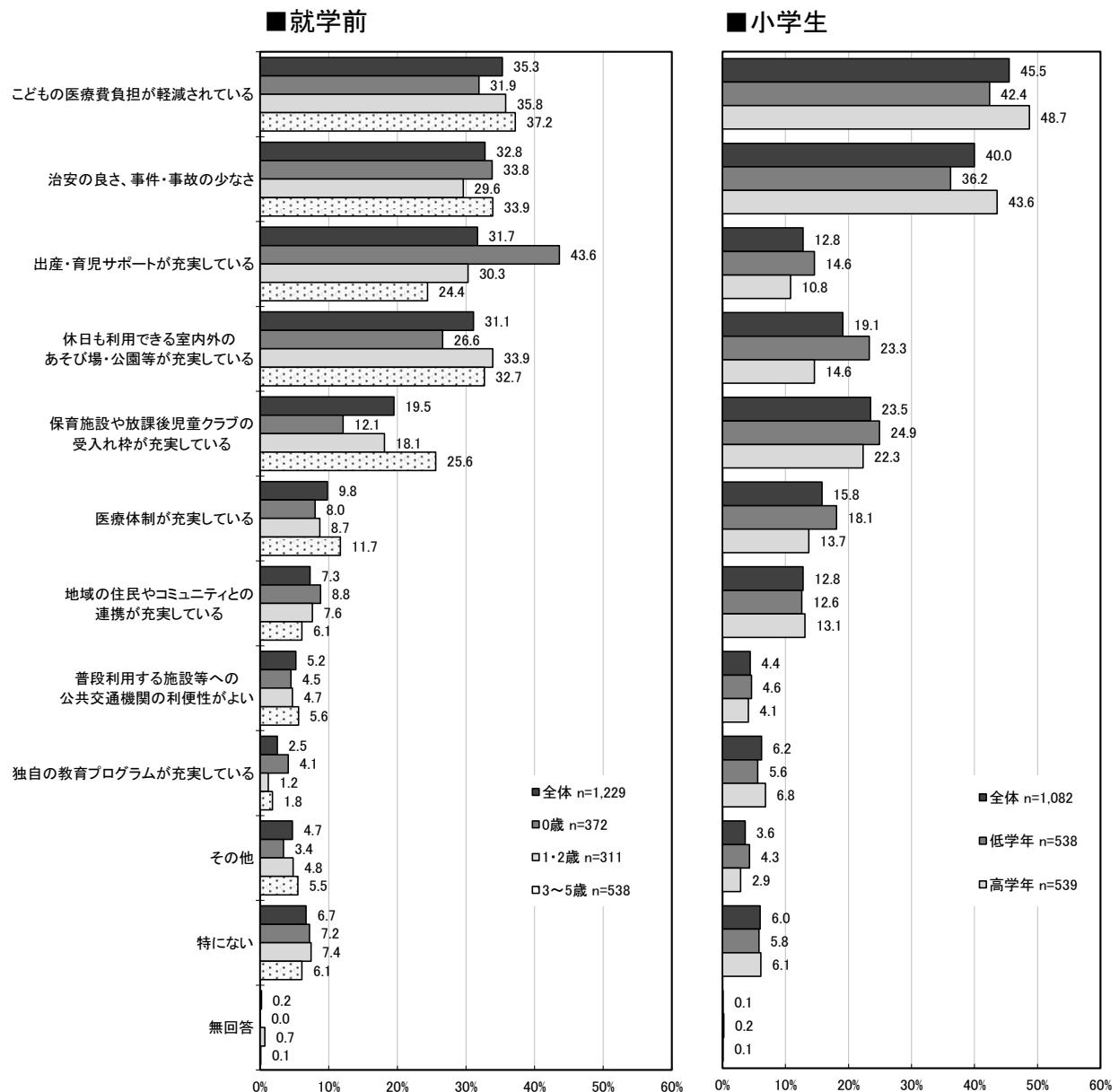
■小学生



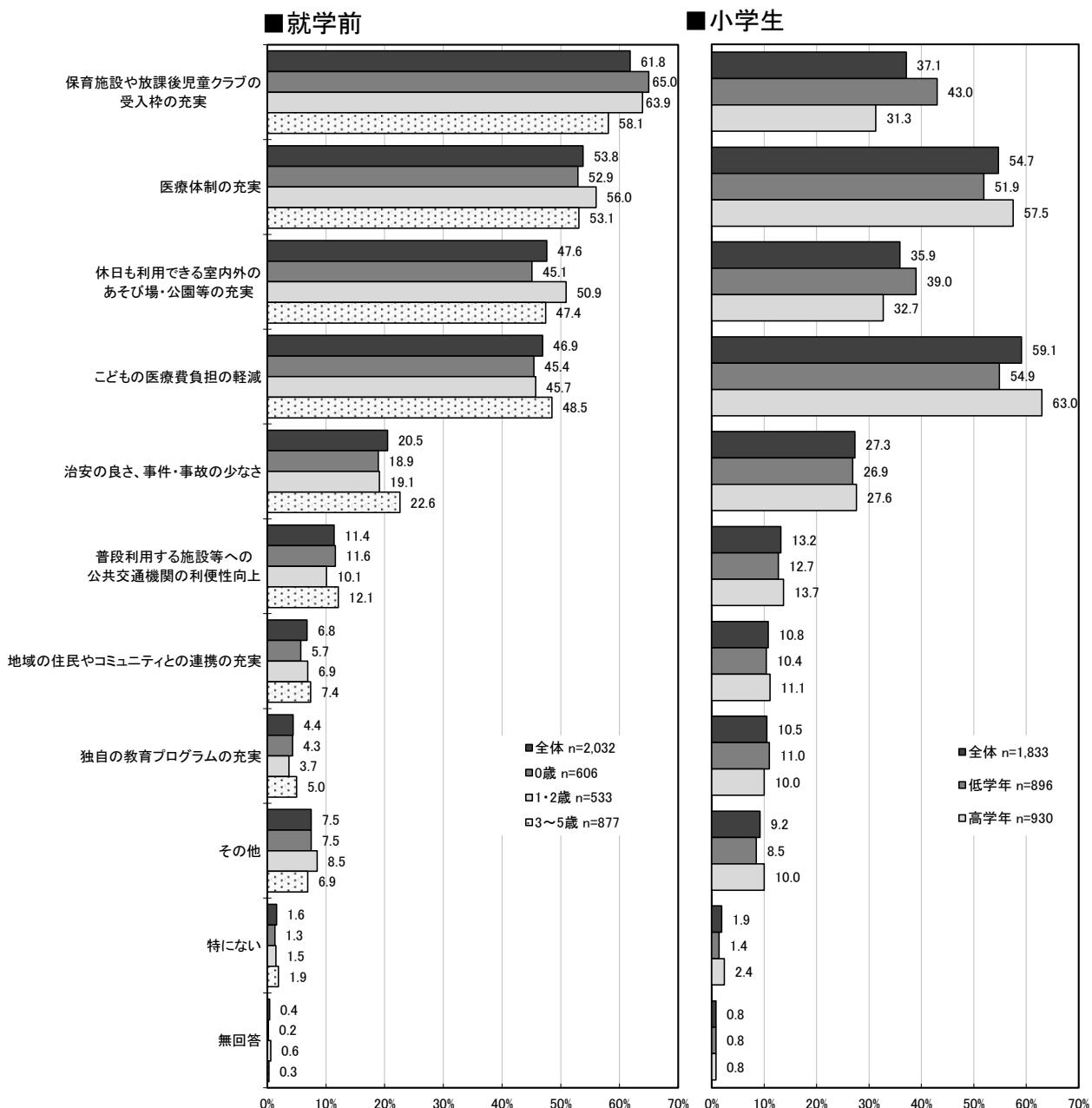
■前回(参考)



どういったところが子育てをしやすいまちであると感じますか。

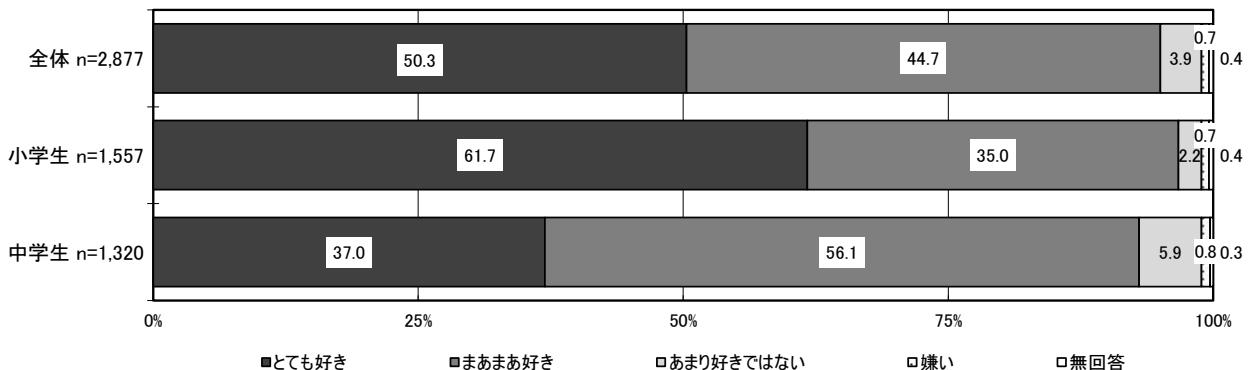


東広島市を子育てしやすいまちとするために大切なことはなんですか。

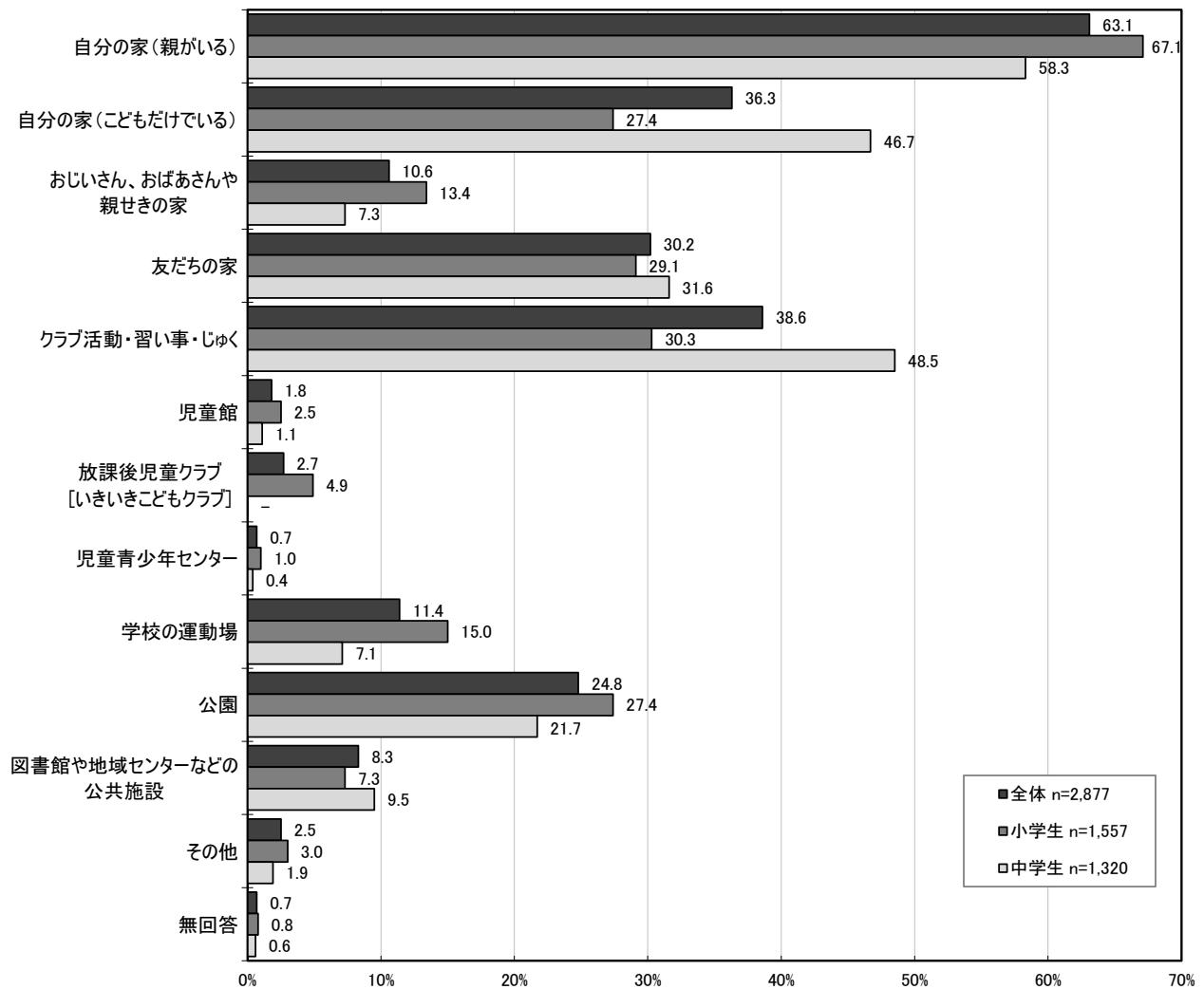


## (2) こども・若者の意見聴取(アンケート調査)結果

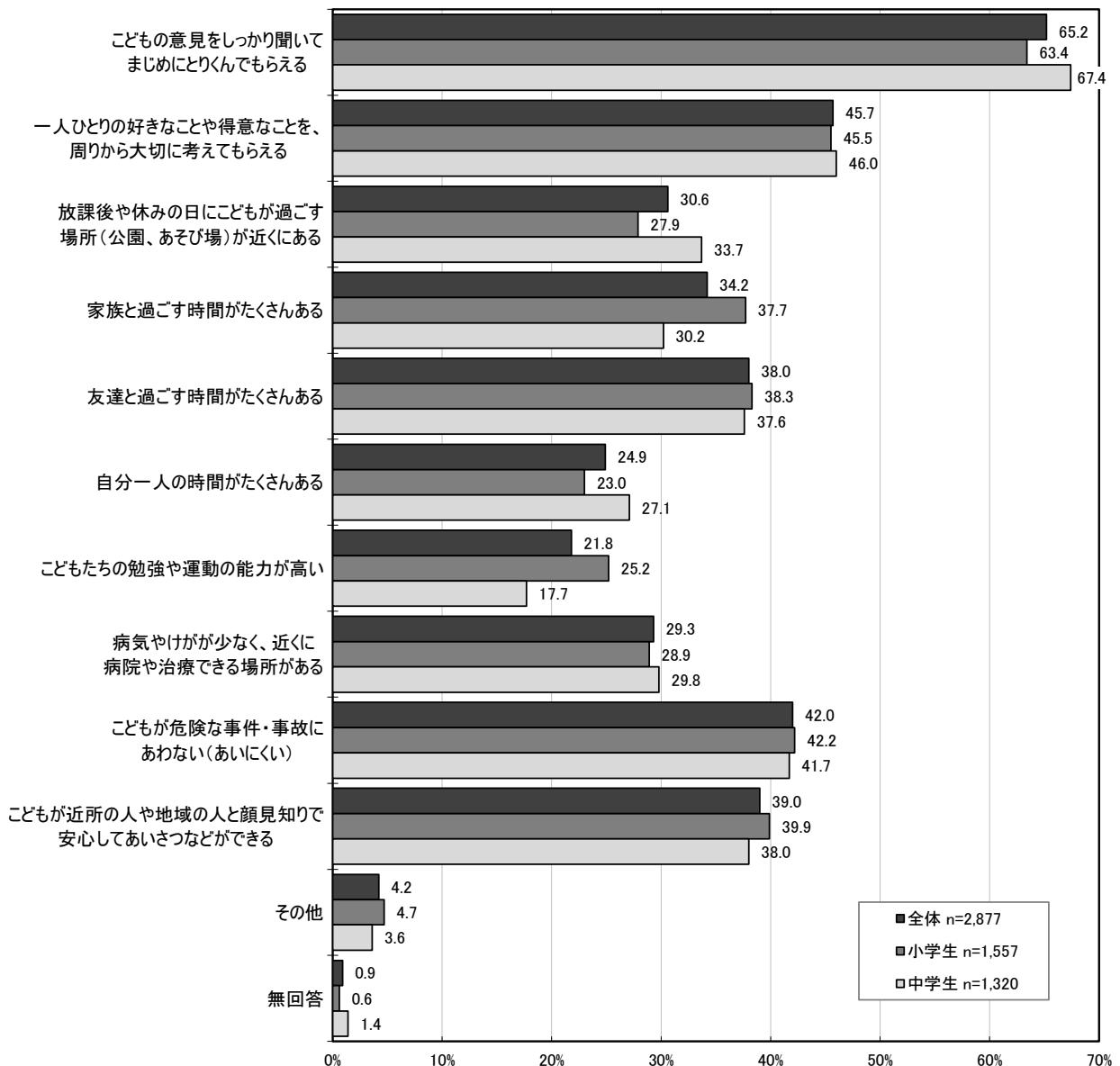
あなたは、あなたが住んでいるまちのことが好きですか。



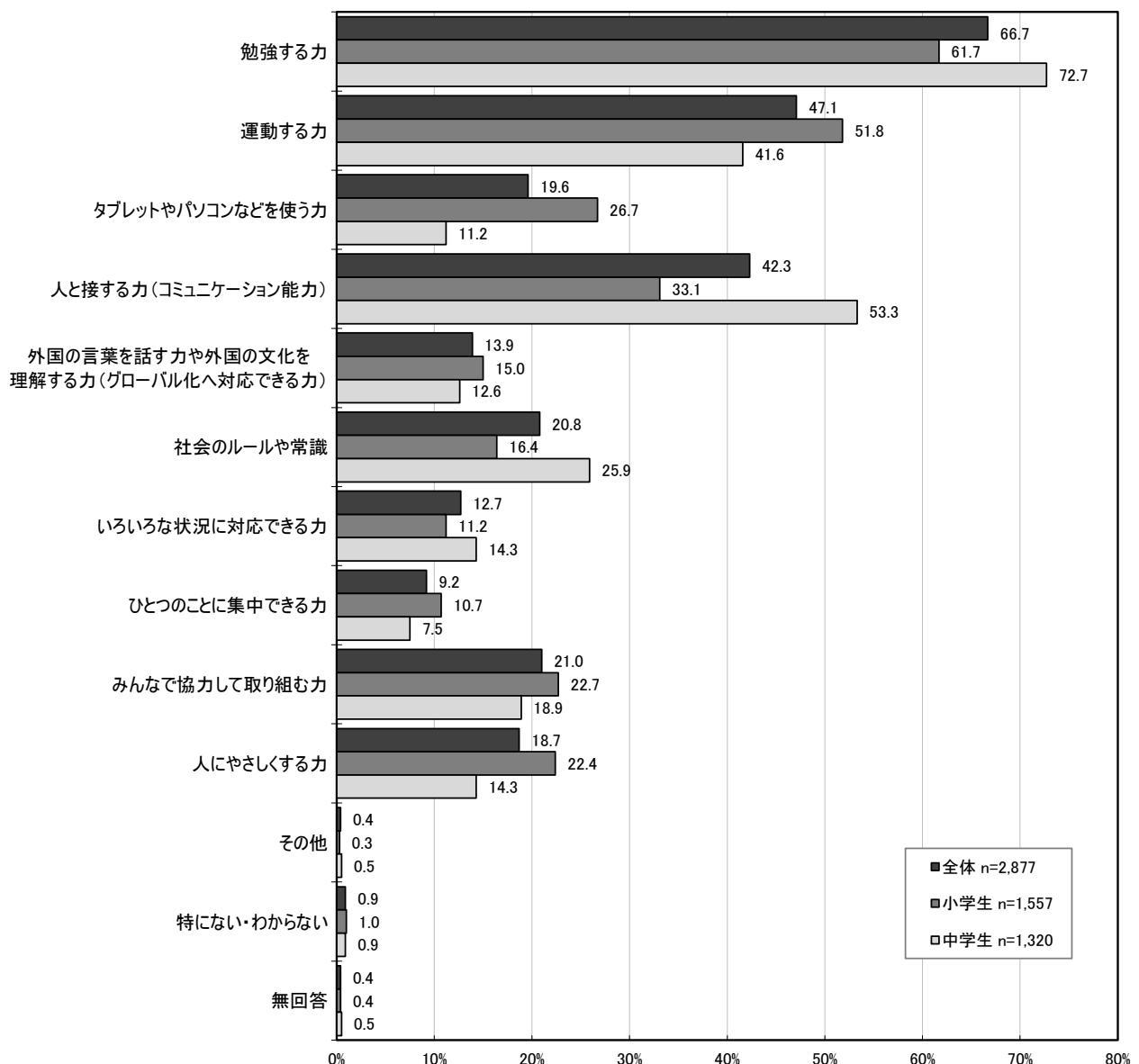
あなたは、放課後をどのような場所で過ごしたいと思いますか。



あなたにとっての「こどもまんなか社会」とはどういったものですか。



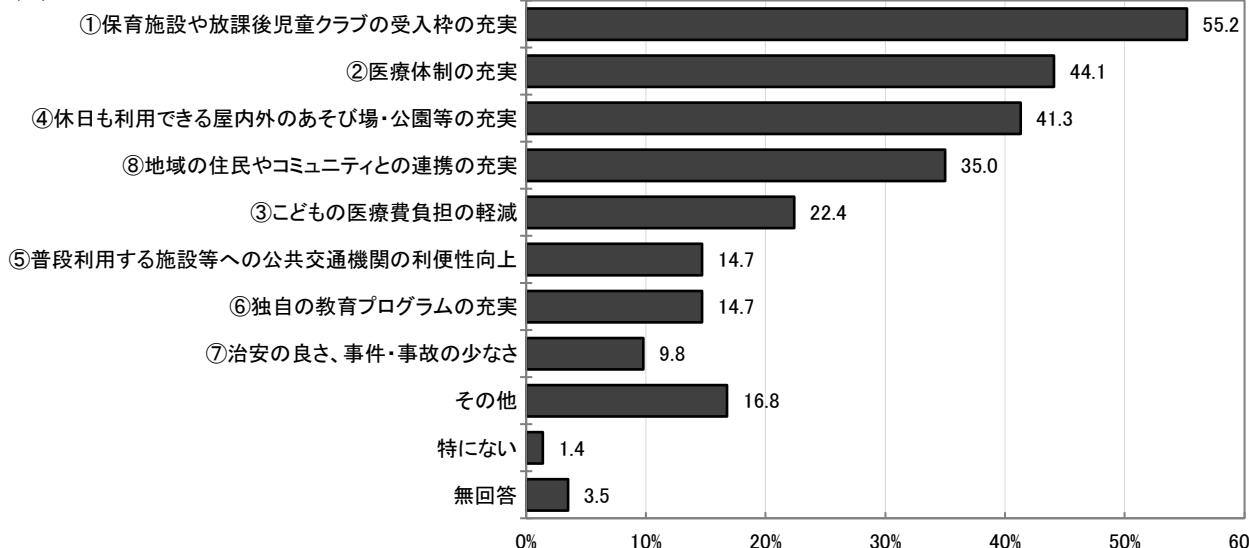
あなたは、学校生活でどんな力を身につけたいですか。



### (3) 子育て支援事業者・団体、住民自治協議会へのアンケート調査結果

#### 東広島市を子育てしやすいまちとするために必要なこと

(MA) n=143



主な活動クロス	上段:実数		親子の集いの場 n=38	子育て世帯の相談 等のサポート n=38	障がいをもつ子ども の援助 n=52	地域の課題解決 n=18	その他 n=15
	全体会員数 n=113	下段:%					
保育施設や放課後児童クラブの受入枠の充実	68	30	23	24	28	10	12
	60.2	60.0	60.5	63.2	53.8	55.6	80.0
医療体制の充実	55	24	19	22	27	9	8
	48.7	48.0	50.0	57.9	51.9	50.0	53.3
休日も利用できる屋内外のあそび場・公園等の充実	48	21	16	12	23	6	6
	42.5	42.0	42.1	31.6	44.2	33.3	40.0
地域の住民やコミュニティとの連携の充実	36	16	15	13	15	9	7
	31.9	32.0	39.5	34.2	28.8	50.0	46.7
子どもの医療費負担の軽減	19	12	5	7	7	3-	
	16.8	24.0	13.2	18.4	13.5	16.7	
普段利用する施設等への公共交通機関の利便性向上	17	6	5	9	11	2	1
	15.0	12.0	13.2	23.7	21.2	11.1	6.7
独自の教育プログラムの充実	16	10	3	5	9	3-	
	14.2	20.0	7.9	13.2	17.3	16.7	
治安の良さ、事件・事故の少なさ	12	6	3	2	6	2	2
	10.6	12.0	7.9	5.3	11.5	11.1	13.3
その他	21	8	7	8	10	2	3
	18.6	16.0	18.4	21.1	19.2	11.1	20.0
特にない	1	1-	-	-	1-	1-	
	0.9	2.0-	7.9	2.6	1.9	5.6	6.7
無回答	3	1	3	1	1	1	1
	2.7	2.0	7.9	2.6	1.9	5.6	6.7

#### 【主な意見の抜粋】

- 総じて、子どもと親が安心して生活できる環境、子育て世代の親が働きながら自分らしく生きていける環境づくりが求められている。
- 子育て世帯（親）の育児負担軽減のための支援や働きたい母親の社会復帰に向けた支援、医療（病院）の充実、あそび場等の居場所の確保が挙げられる。
- 課題を抱える子どもに対しての支援についても挙げられている。

## 取組み(事業)を通じて感じられるこどもが抱える課題

### 【主な意見の抜粋】

- 遊べる場所、遊べる相手、遊びの経験が不足している意見が挙げられている。
- 発達等障がいに関する理解や保護者の対応に関する意見が挙げられている。
- 不登校やこども自身のコミュニケーション力不足に関しても意見が挙げられている。

### 【参考】主な意見

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>安心して話せる人の不在</li><li>こどものコミュニケーション能力が低下</li><li>こどもの安全な遊び場が不足している</li><li>こどもの育成環境に問題がある</li><li>こどもの学校生活に問題がある</li><li>こどもの虐待問題が存在する</li><li>こどもの居場所が不足している</li><li>こどもの教育格差が存在する</li><li>こどもの健康管理に問題がある</li><li>こどもの自由な遊び時間が不足</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>こどもの発達支援が不足している</li><li>こどもの遊び場の不足</li><li>人間関係や学習の課題</li><li>長時間保育の問題</li><li>通学環境の不便さ</li><li>発達障がいのこどもの増加</li><li>福祉サービスの不足</li><li>保護者の仕事によるこどもの居場所不足</li><li>保護者の子育ての不安</li><li>友人との関わり方の問題</li></ul> |
|---|--|

## 取組み(事業)を通じて感じられる保護者が抱える課題

### 【主な意見の抜粋】

- こどもが抱える課題と同様であるといった意見がある。
- 子育てやこどもに関する知識・経験不足、それらの相談やコミュニケーションの場がない事などが挙げられている。
- 仕事と子育ての両立が難しい事、地域や他人を頼れないことなどが挙げられている。

### 【参考】主な意見

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>こどもとの適切な関わり方がわからない</li><li>こどもの教育や育成についての懸念</li><li>こどもの健康や発達に関する心配</li><li>こどもの将来に対する不安や期待</li><li>こどもの特性や発達についての理解不足</li><li>こどもの発達についての情報過多</li><li>こどもの発達や行動に対する不安</li><li>こどもの預け先や保育環境の問題</li><li>子育てと仕事の両立の難しさ</li><li>子育てにおける孤立感や孤独感</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>子育てに関する不安や悩みが多い</li><li>子育てに関する不安や悩みが多い</li><li>子育てに対する社会的な理解の不足</li><li>子育ての負担感や疲労感</li><li>子育て支援の場や相談先の不足</li><li>子育て支援の情報や機関が不足している</li><li>子育て中の孤独感や孤立感</li><li>障がいを持つこどもや保護者の支援の必要性</li><li>保護者の働き方や生活環境の問題</li><li>保護者間のコミュニケーションや連携の問題</li></ul> |
|---|---|

## 取組み(事業)を通じて感じられる家庭を取り巻く課題

### 【主な意見の抜粋】

- ・家庭という枠だけではなく、近くや周りとのコミュニケーション、巻き込む考え方がないこと、またつながりを作っていない状況・環境が課題とされている。
- ・子どもの(安全に、自由に、広々と)あそべる場が少ないことが課題とされている。

#### 【参考】主な意見

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| • 公共スペースの不足          | • 地域の交流やコミュニティの問題 |
| • 子どもの放課後の安全確保問題     | • 地域の高齢化問題        |
| • 子どもの遊び場が不足している     | • 地域の子育て環境の整備     |
| • 子育て家庭と地域社会のつながり不足  | • 地域の情報理解力の問題     |
| • 子育て世帯と高齢者世帯の交流希薄   | • 地域の人口や出生率の問題    |
| • 障がいを持つ子どもの保育に関する問題 | • 地域の伝統行事の継承困難    |
| • 新住民と地域の情報共有の困難さ    | • 地域の福祉サービスの問題    |
| • 地域コミュニティの希薄化       | • 地域内の安全問題        |
| • 地域との連携が難しくなっている    | • 保育園の待機問題        |
| • 地域の医療環境の問題         | • 保育園や学校へのアクセス問題  |

## 「家庭が抱える課題」を解決するために取り組みたいこと

### 【主な意見の抜粋】

- ・子どもを預けられる場、遊べる場、親子で過ごせる場、親同士・地域の方と交流できる場、など様々な場づくりに関する意見が挙げられている。
- ・悩み等の相談支援や気軽に話ができる環境が必要であるとされている。

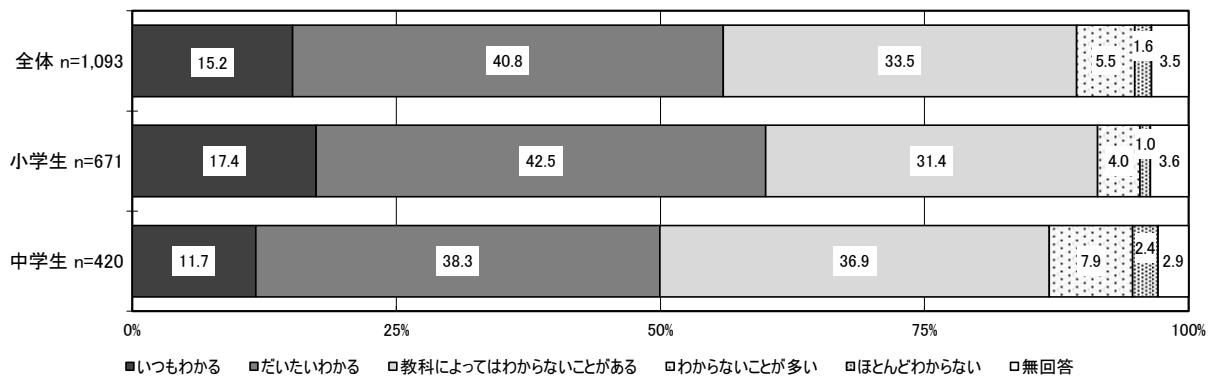
#### 【参考】主な意見

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| • 安全な環境と場所の提供        | • 地域との連携と情報共有  |
| • 子どもと保護者への個別サポート    | • 地域活動やイベントの開催 |
| • 子どもの安全と健康を守る活動     | • 地域交流の場の提供    |
| • 子どもの自然体験の提供        | • 地域施設との連携強化   |
| • 子どもの発達支援活動         | • 地域全体での子育て支援  |
| • 子育て環境の改善提案         | • 適切な情報提供と相談対応 |
| • 子育て支援センターの利用促進     | • 不登校児童への対策と支援 |
| • 子育て支援とコミュニケーションの強化 | • 保護者との信頼関係の構築 |
| • 食育と自然体験活動の推進       | • 保護者の孤立防止策    |
| • 親子の絆を深める活動         | • 保護者同士の交流の促進  |

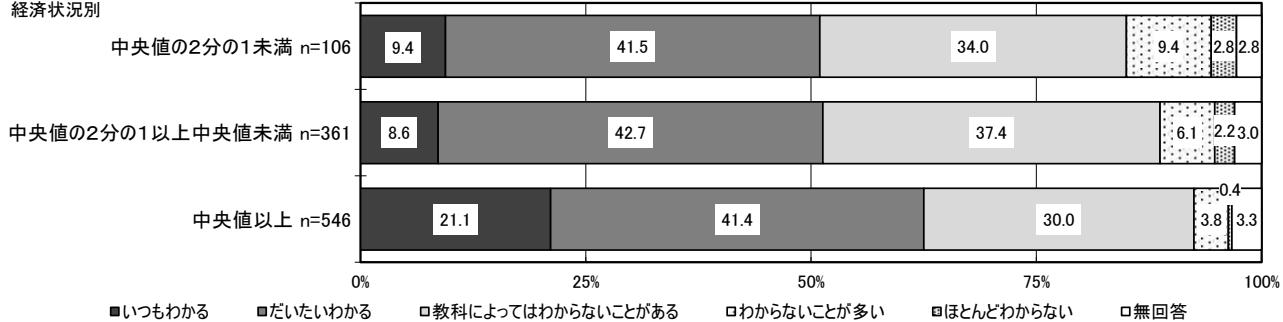
## (4) 広島県子供の生活に関する実態調査結果

### ①小学生・中学生への調査

#### 授業がわからないこと

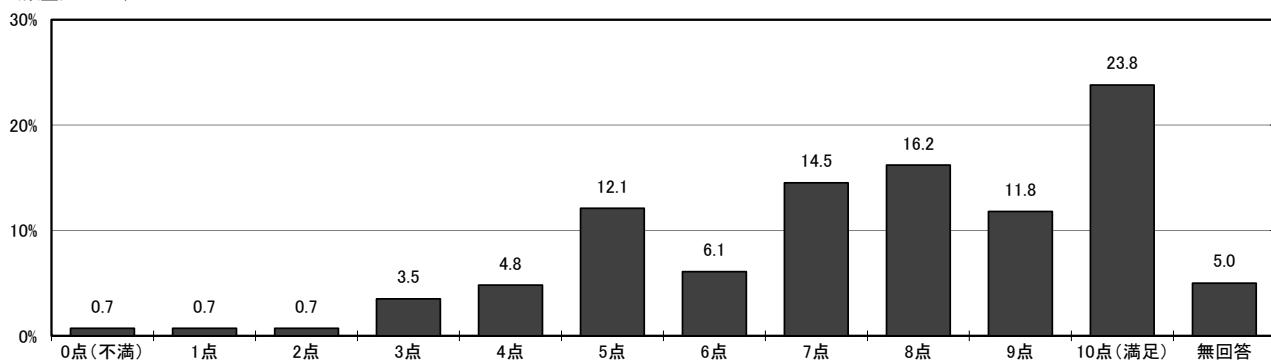


#### 経済状況別

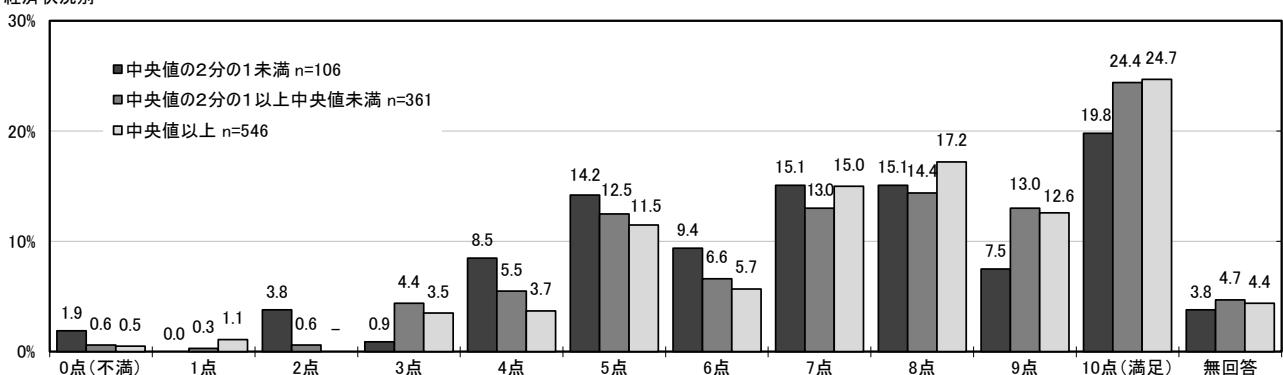


#### 生活満足度

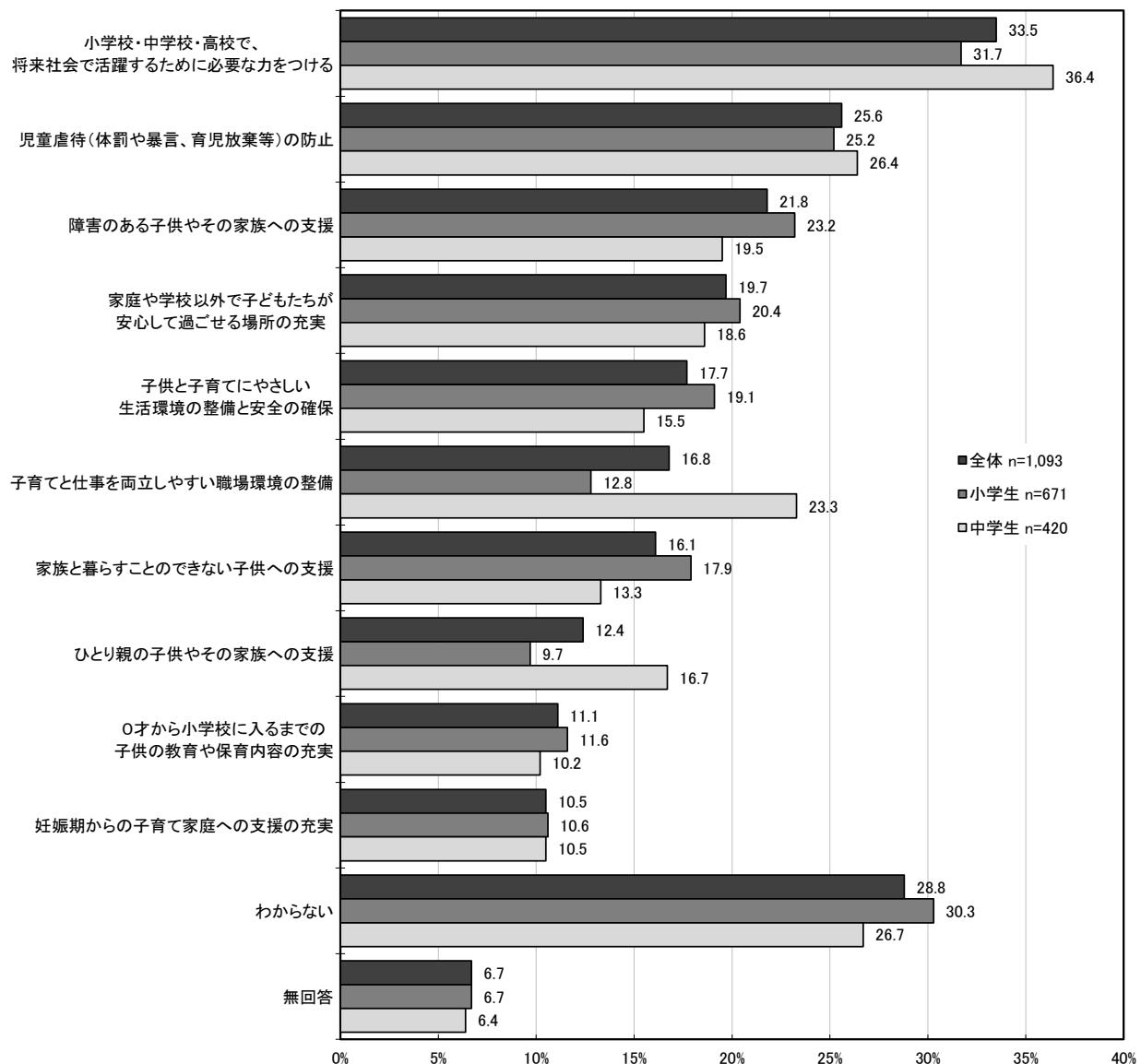
(数量) n=1,093



#### 経済状況別



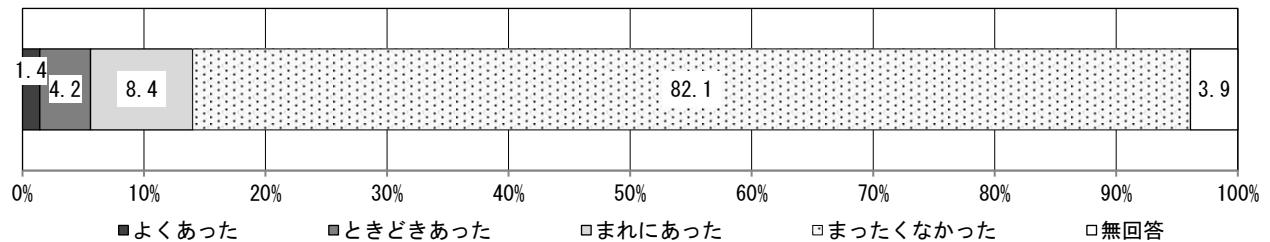
**広島県のこどもに関する取組みで、特に力を入れてほしいと思うこと**



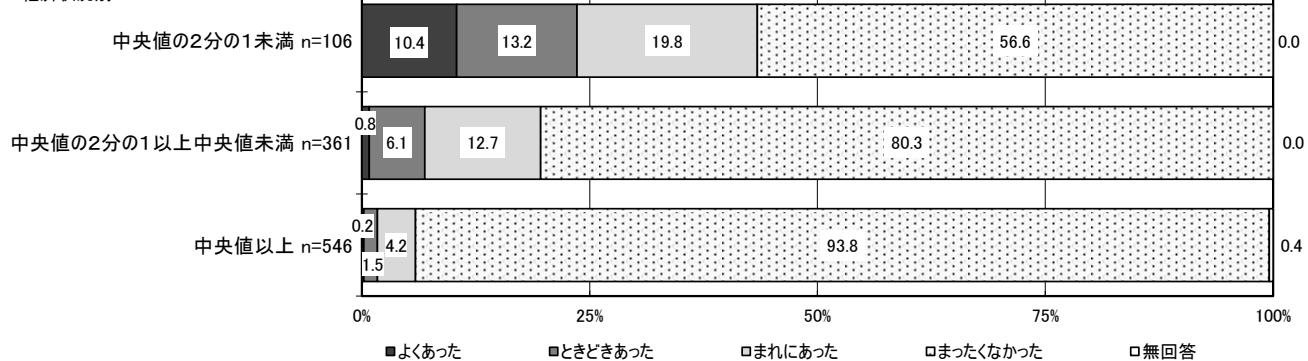
## ②保護者への調査

### 過去1年間にお金が無くて食料が買えなかつたこと

(SA) n=1,093

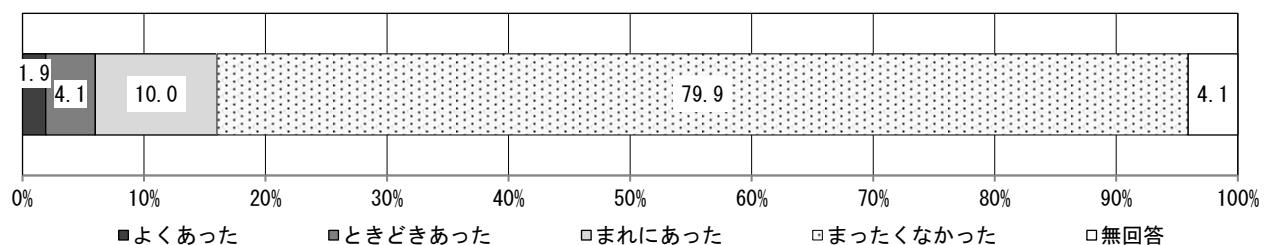


経済状況別

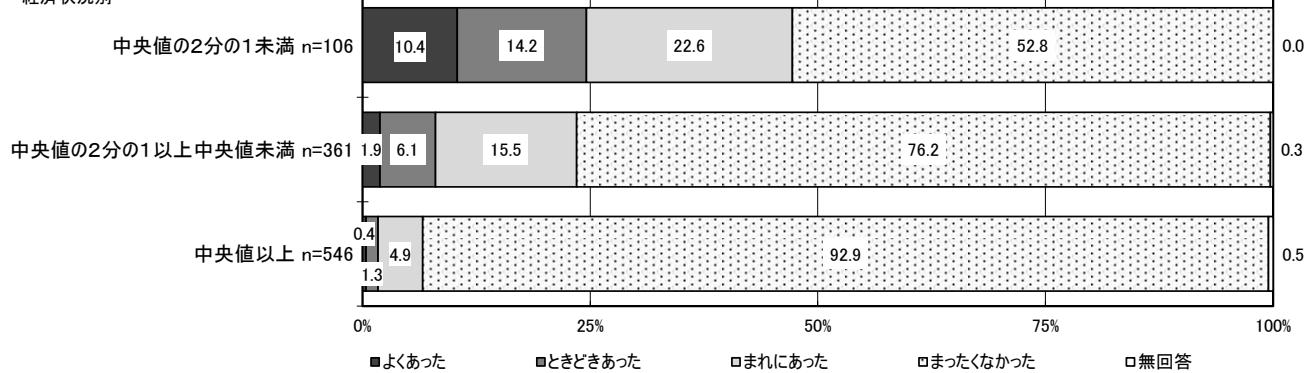


### 過去1年間にお金が無くて衣服が買えなかつたこと

(SA) n=1,093

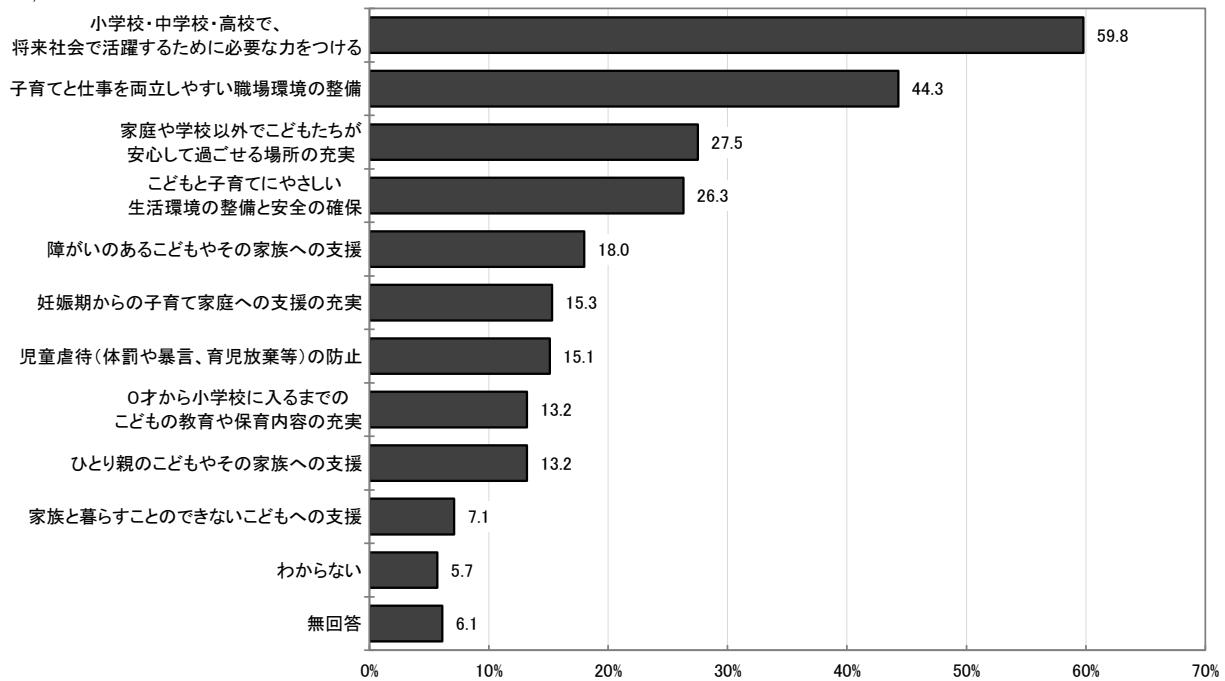


経済状況別

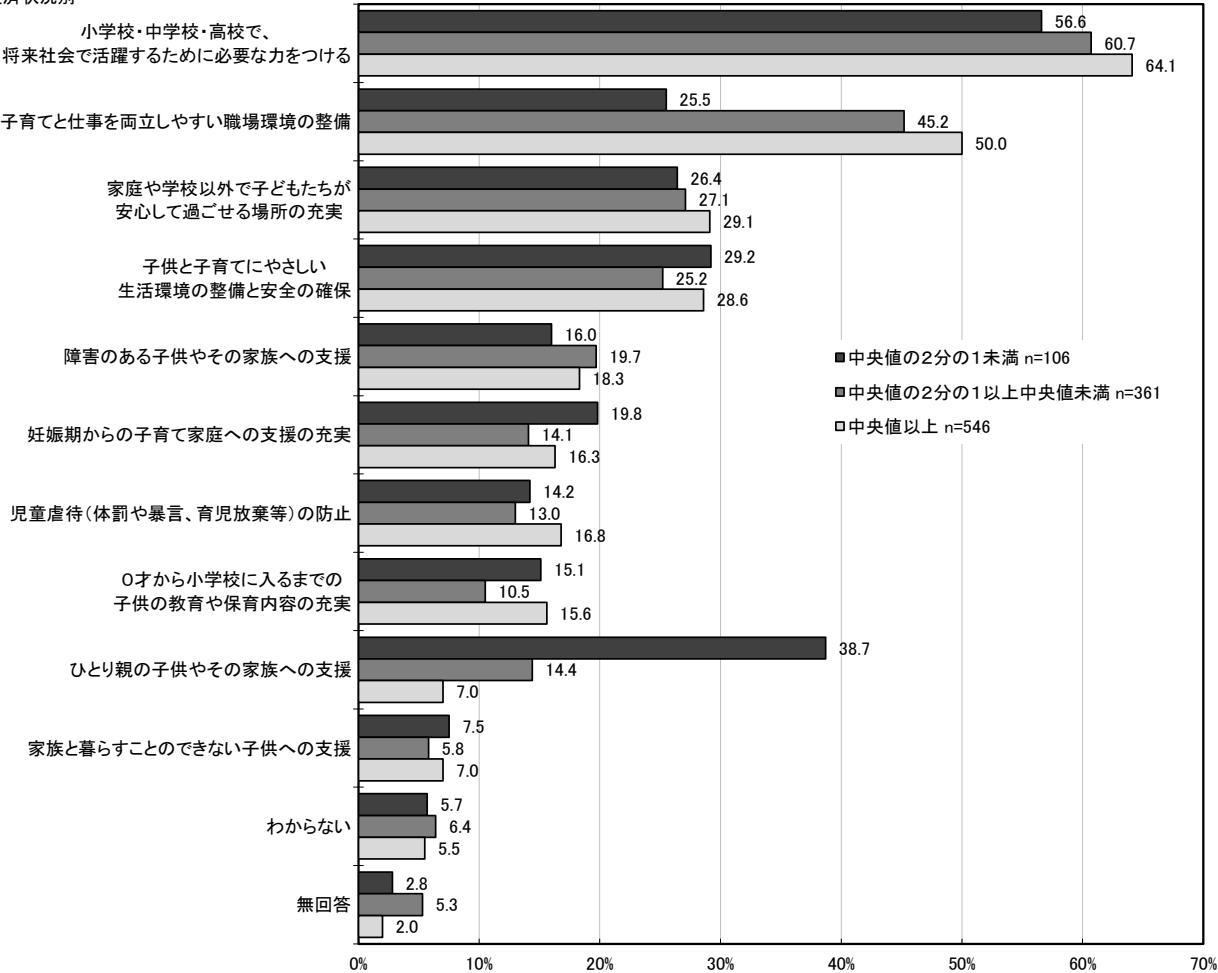


## 広島県のこどもに関する取組みで、特に力を入れてほしいと思うこと

(MA) n=1,093

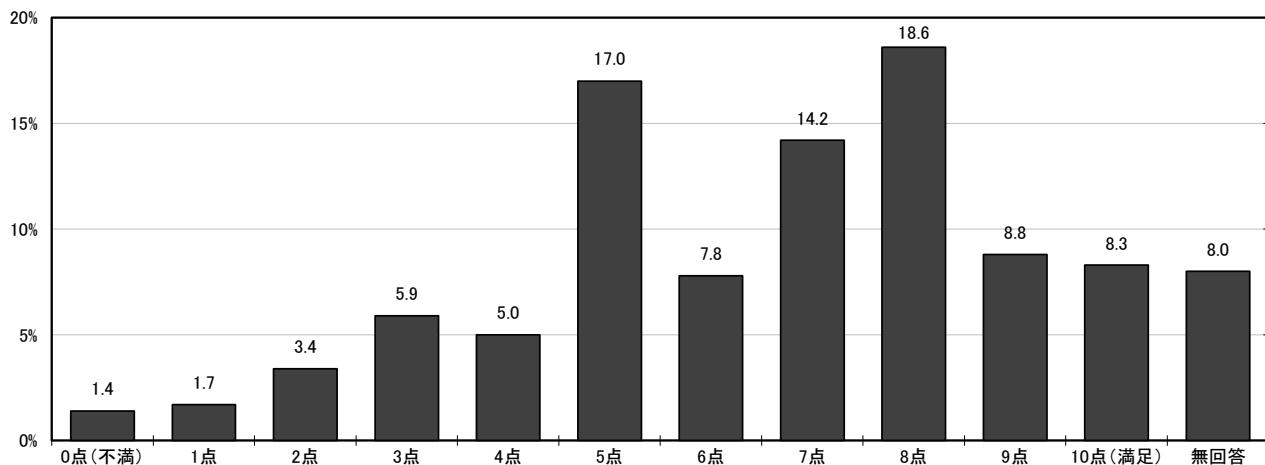


### 経済状況別

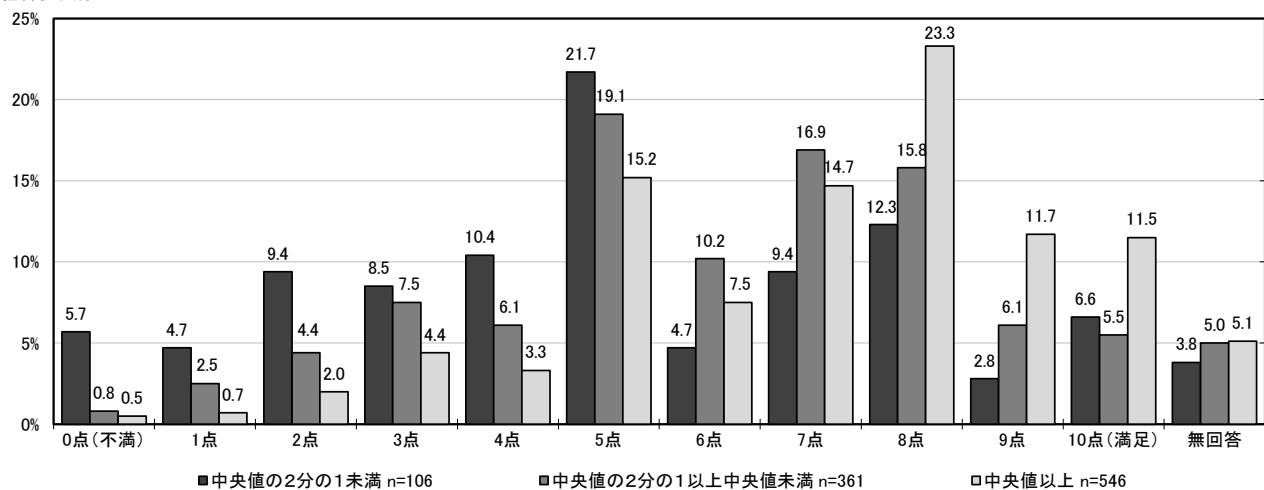


## 生活満足度

(数量) n=1,093



## 経済状況別



## 4. パブリックコメントの実施結果概要

### (1) 目的

「東広島市こども計画」の策定にあたり、本市における子どもの健やかな成長と子育て支援に関する取組みの更なる充実を図るとともに、その総合的な推進に向け、広く市民の皆様に御意見を伺うため、意見公募（パブリックコメント手続）を実施した。

### (2) 実施期間

令和6年11月1日（金）～令和6年12月2日（月）

### (3) 実施方法

市役所こども家庭課、各支所（地域振興課）、各出張所、各地域センター、各生涯学習センター、市立図書館及び市ホームページで公募し、持参、郵送、ファックス及び電子申請により意見を提出いただいた。

### (4) 意見提出者数

10人、0団体

（内訳）

住所別	西条8人、八本松2人
年齢別	30歳代5人、40歳代1人、50歳代1人、60歳代2人、70歳代1人

（参考）ホームページアクセス数：1,168

### (5) 意見数

内 容	件 数
基本理念に対する意見	2件
施策に対する意見	9件
「量の見込み」と確保方策に対する意見	2件
計画の推進体制に対する意見	1件
その他	3件
合 計	17件

### (6) 結果の公表

市ホームページへの掲載により実施。

公表期間：令和7年2月17日から令和8年3月31日

## 5. 用語解説

用語	解説	初出頁	
あ行	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。従来から使われていた IT(Information Technology)に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉	40
	育児休業	労働者が会社に申し出ることで、こどもが 1 歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できる制度	19
	一般世帯	住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者(施設等の世帯を含まない)	10
	ウェルビーイング	個人が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念	1
	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。	36
か行	核家族	夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚のこどもから成る世帯(ひとり親と未婚のこどもから成る世帯も含む)	10
	完全失業率	労働力人口(15 歳以上の働く意欲のある人)のうち、完全失業者(職がなく、求職活動をしている人)が占める割合。完全失業者数を労働力人口で割って算出し、数値が高いほど仕事を探している人が多いことを示す。	13
	キャリアデザイン	個人が将来どのような仕事や働き方がしたいのか、なりたい姿などのビジョンの実現のために、人生を設計し、行動に移すこと。	18
	教育・保育施設	認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所の総称	40
	合計特殊出生率	1人の女性が一生の間に何人のこどもを産むかを表す数値。15 歳から 49 歳の女性の年齢別出生率を合計して算出する。	2
	子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導を行うとともに、子育てサークル等の育成を通して、子育て家庭のネットワークづくりを支援する施設	14
	こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法(令和 4 年 6 月成立、令和 5 年 4 月施行)	1
	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法:児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)	2
	子ども・子育て支援法	すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする、新たな施設型給付・地域型保育給付の創設、必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築、地域のこども・子育て支援の充実に関する法(平成 24 年法律第 65 号)	2
	こども大綱	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。	1

用語		解説	初出頁
か行	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法(平成 25 年法律第 64 号) 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 68 号)により、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から改められた。	3
	こどもまんなか社会	すべての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会のこと。	1
	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者の健やかな育成及び社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等に向けて、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした法(平成 21 年法律第 71 号) 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。(令和 6 年法律第 47 号)	2
	コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一緒にとなって特色ある学校づくりを進めていくことができる。	44
さ行	ジェンダー・アイデンティティ	個人が自分のことを男性的・女性的、それ以外のどれに該当するか、性別をどう認識しているかを表す概念	39
	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現を目的とする、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的な推進に関する法(平成 15 年法律第 120 号) 令和6年度までの期限が令和 16 年度まで延長されたほか、従業員数 100 人超の企業に育児休業取得状況や労働時間状況の把握、それに関する数値目標の設定などが義務付けられた。	2
	施設型給付	教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)を通じた共通の給付	40
	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設の一種。児童の遊びを指導する児童厚生員が配置されている。	20
	児童虐待	保護者などが子どもの身体・精神に危害を加え、適切な保護・養育を行わないこと。なぐる・けるなど暴力を加える身体的虐待、言葉による脅かし・面前でのDVなどの心理的虐待、性的虐待、ネグレクト(育児放棄・怠慢)の 4 つのタイプがある。	2
	市民ポータルサイト	インターネットにより市民と市役所や学校をつなぐ、東広島市が運用するサービスのこと。	14
	周産期医療	ハイリスク妊娠婦の妊娠・分娩管理、その他の産科医療及びハイリスク新生児の集中治療、管理などの新生児医療の総称	32
	出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合。一般に、人口 1,000 人当たりの 1 年間の出生児数の割合をいう。	12
	小規模保育	主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で行う保育	40

用語		解説	初出頁
さ行	食育	食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成を行うための学習等の取組み。	22
た行	単独世帯	世帯人員が1人の世帯	10
	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付	40
	DX(デジタルトランスフォーメーション)	ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。	41
	DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。	35
な行	ネウボラ	フィンランドで制度化されている妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと。妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するのが特長。ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味	14
は行	発達障がい	生まれつき脳の発達に障がいがある総称のこと。通常、低年齢において発現し、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如、多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)、チック障害、吃音症(きつおんしょう)などに分類される。	24
	ペアレント・トレーニング	発達障がいの子どもの親が自分の子どもの行動を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。	34
	保育コンシェルジュ	就学前の子どもの幼稚園・保育所などの預け先や、子育て支援に関する相談に応じるための自治体職員	41
	放課後子供教室	すべての小学生を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を定期的に設ける事業。地域住民や学生の協力を得て、スポーツや文化活動の体験、地域住民との交流等を行う。	44
	放課後児童クラブ	共働き家庭等の小学生を対象として、放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。実施基準に基づき、専用施設に指導員を配置しており、月曜日から土曜日まで週6日の利用が可能。	18
ま行	未婚率	人口に対する未婚者(まだ結婚をしたことのない人)の割合	11
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。	17
	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無料となること。	2
	要保護児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童	16
ら行	療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、身体や知的に障がいのある児童等について、早期発見と早期治療及び相談・指導を行い、障がいの軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図ること。	17
わ行	ワーキングマタニティ教室	働く妊婦を対象に、妊娠・出産・子育てについて学ぶ教室	32
	ワーク・ライフ・バランス	個人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。	2



東広島市

## 東広島市こども計画

発行: 東広島市

編集: 東広島市こども未来部こども家庭課

発行年月: 令和7年3月

〒739-8601

広島県東広島市西条栄町8番29号

TEL: 082-422-2111(代)

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp>



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

私たちは持続可能な開発目標 (SDGs)を支援します